

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 予算特別委員会〕

平成18年3月20日

午前10時04分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第2 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第9 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席委員は次のとおりである(20名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	不老光幸	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	渡邊美穂	議員	"	大田勝義	議員
"	安部啓治	議員	"	山路一恵	議員
"	小柳道枝	議員	"	清水章一	議員
"	佐伯修	議員	"	安部陽	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(45名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人

監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
秘書広報課長	和田有司	行政経営課長	宮原仁
財政課長	井上義昭	税務課長	古野洋敏
納税課長	児島春海	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	木村和美	まちづくり企画課 都市計画担当課長	神原稔
産業・交通課長	山田純裕	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	環境課長	武藤三郎
環境課環境施設整備 担当課長	蜷川二三雄	人権・同和政策課長	津田秀司
人権センター所長	西山源次	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	すこやか長寿課長	有岡輝二
国保年金課長	木村裕子	保健センター所長	木村努
用地課長	陶山清	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	松田満男	文化財課長	齋藤廣之
中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木敏光	建設課管理係長	金藤忠晴
建設課都市開発係長	井上均		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時04分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） ただいまから休会中の予算特別委員会2日目を再開します。

~~~~~

日程第1 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について

委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

それでは、まず本日、この審査の関係がありますが、委員から資料要求がありました予算審査資料をお開きいただきたいと思います。

各委員から資料要求が出されておりますが、私の方から、まずページ数の載っていない総務省の1月19日、20日付の内かんに基づく太宰府市にかかわる部分については、委員長より資料要求をいたしております。

それと同時に、当初予算の説明書をお開きいただきたいと思います。

初日に各部長から平成18年度の予算についての説明をいただきましたが、本日、歳出にかかわる部分については、まず3ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度、平成18年度の歳出関係についての予算額、構成比、そして増減額、こういう状況での内容が計上されております。特に災害復旧事業や佐野土地区画整理事業の終了により、200億円が180億円になったという説明も受けております。

それから、続いて8ページをお開きいただきたいと思います。

7ページ、8ページに今年度の当初予算の歳出、これが各款別に出されております。

それから、8ページが性質別構成比として、人件費から物件費、こういう状況で前年と比較が出されておりますし、大きく人件費、それから物件費、普通建設事業繰出金という形で出していると思いますし、右側の方には性質別の構成比が出されております。

それから、予算審議の部分では、平成18年度の戦略プロジェクトの主な事業として、9ページから新規、継続として掲載されておりますので、委員、この部分についても資料要求のあっている部分もありますが、こういう新規事業、継続事業として、9ページ、10、11、12、13ページに歳出にかかわる事業名が掲載されております。

それでは、まず予算書の56ページをお開きいただきたいと思います。

それと、審査資料をお願いいたします。

まず、歳出にかかわる部分で16ページをお開きください。

委員から出されております資料要求に基づきまして、各市民団体に交付する補助金で、前年度と比較して10%以上増額になった団体名とその理由という形で、社会教育課、地域振興課の関係で、5団体が掲載されております。

それから、17ページ、18ページについては、例年資料要求があっておりますが、今年度の各課別の臨時職員、嘱託職員、委託職員、再任用職員関係については、17、18ページに報告されております。

それから、基金として、審査上、各款に出てきますので、19ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは太宰府市の基金の状況として、財政調整基金、それから減債基金、特定目的の基金、その他の基金として、各歳出のページで出てきますので、ここの総括が出されております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、特定目的基金の基金計画、それぞれの具体的な用途についてということで、まほろばの里づくり事業基金、地域福祉基金、学校施設等整備基金、ふるさと・水と土保全基金、環境基金、総合運動公園整備事業基金、公共施設整備基金、灌漑用揚水ポンプ施設管理基金、佐野土地区画整理事業基金、歴史と文化の環境整備事業基金、住宅新築資金等公債償還積立金の具体的な用途が出されております。

それから、21ページには、公共施設の指定管理者制度の移行への考えという形で、平成18年4月から公募により指定管理者団体が2団体、同じく各ナンバーを打っておりますが、3番から次のページの22ページの22番、それから平成18年度も引き続き直営で管理を行う部分については23番から23ページになりますが、61番まで。そして、平成18年度から民間に移譲する施設としては、3款に出てきます都府楼保育所です。

それから、24ページをお開きいただきたいと思います。

事務事業の見直しにより、廃止、縮小になった事業内容については26ページまで出されております。

各委員から出された歳出の総括的な資料がただいま委員長より説明いたしました。

これに基づいて質疑もありましたら、歳出の各款で質疑を行っていただきたいと思います。

それでは、56ページの1款1項1目各節について、委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2款1項1目についての審査に入ります。

各1節から13節については質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 行政区関係費、秘書関係費についての質疑ありませんか。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 予算書61ページですね、行政区関係費の中で、行政区事務費補助金

というのがあるんですけども、これ、確認しときたいんですけども、この1,144万円というのは、市政だよりを配るための補助じゃないかと思うんですけども、今回は市政だよりが月2回だったのが1回に減っておりますけども、この金額からいったら、この金額の減り方というのは、昨年度の予算に比べてですね、さほど減額になっていないんですけど、そのあたりのご説明をお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） この件につきましては、平成17年度まで隣組事務費補助金という形で各隣組当たり、1律に9,000円の補助金を支出いたしておりました。

その用途につきましては、隣組長手当として支出してあったり、またこの金額に上乘せをして支出してあったりするなど、区によっていろんな取り扱いが違っておりました。そういったことで、市といたしましては、各隣組の編成につきましては、おおむね20戸でお願いをしたいということで指導を行っておりましたが、現実的に隣組の数字が1けたのところであるとか、30戸のところ等がございます、この隣組長におきましては、今言われました広報の配付でありますとか、市の方でそれぞれ住民の方をお願いをしますアンケートの調査の取りまとめ、それと自治会活動では区費とか隣組費の徴収、そして冠婚葬祭にかかわる事務、そういったものでですね、大変ご苦勞をおかけいたしております。

そういった中で、今回、地域の実情に合わせたところで、平等割と世帯割という形の中で今回提案をさせていただいておりますが、広報の配付のみということではなくて、やはり自治会活動の中で各隣組長が占める事務的な取り扱い等が非常に大きなところがあるというところですね、今回は先ほど申しましたように、平等割と世帯割という形の中で提案をさせていただいております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 審査資料の24ページをお開きいただきたいんですが、今までこの広報「だざいふ」発行回数を縮小して月1回に変更という形になって、そのかわりが今片井委員から質疑ありましたが、議会にかかわる内容がありますが、議会広報が年4回発行されておりますが、1日付になった場合、議会広報が15日付をお願いをしていたことがあるかどうか。特別に区長に議会広報を出す前に、20年前、区長会をお願いをした経過がありますが、議会広報とのかかわりについては内部検討された経過がありますか。

総務課長。

総務課長（松島健二） 月に1回の広報の発刊という形になりますが、今回、それぞれ行政区についての配送につきましては、月2回の配送日を設けております。そのうちの一回が広報の配送日。あと一回はですね、基本的に少なくなるかと思いますが、いろんな隣組に対しての周知、そういった文書の配送日という形で、月2回の配送日を設けております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、行政区にはやはり2回の回覧板が回るというふうになる

わけですね。

総務課長。

総務課長（松島健二） はい、そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） その辺は広報委員会としても調整をしていただいて。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、片井委員の方からも質問がありましたけれども、その行政区が44ございますよね。その中で、各組に、私、昨年も申し上げたんですが、10軒足らずで1組、そしてその中で20軒、30軒という組もあると思うんですよ。その辺の調整を、一応執行部の方としては20軒を目安にということで区長さんとの相談をしましてということやったんですが、いまだ、どの辺までその辺の周知がされていらっしゃるのか。

それと、今、回覧板を2回とおっしゃいますけれども、その中には例えばスポーツ財団の折り込みがあったり、太宰府館の折り込みがあったりと、いろいろと折り込みがあると思うんですよね。それで、その分も、区長さんを通じて隣組長さんのお手をとらせていると思います。

それと同時に、広報が1回になったということで、市民がいろんな活動をするに当たって、2回ありましたから、そのPR、啓発、募集に当たりましての回数が極端に減ってくると思うんですよね。その辺の団体との絡みは、単に予算の面で1回ということになっていると思いますけれども、いろんな団体がいろんな面で市政だよりを頼りにPRしているんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

委員長（武藤哲志委員） まず、委員の皆さんに、今65ページとのかかわりがありまして、65ページの市政だより関係費で広報の発行が月1回になったという形で計上されてまして、それと行政区関係費と重なっておりますので、その部分を含めて審査ということになりますので。

総務課長。

総務課長（松島健二） まず、1点目の隣組の編成についてお答えをいたします。

先ほど来申してますように、隣組の世帯数が1けたであるとか30に近いとかという部分の中で、市としておおむね20戸をお願いをしたいというのは事あるごとにですね、区長会の方をお願いをしております。が、なかなかですね、昔からそういうふうな隣組をつくられているというような地域の実情等もありましてですね、なかなか進んでいないのが現状なんですけれど、今後もですね、20戸をめどにですね、編成をお願いしたいというお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 編成についてちょっと。マンションがありますね。マンションが今度、第一交通株式会社、34戸なんですよ。それで、それを1組にするとですね、1階から7階まで行ったり来たりせないかんわけですよ。だから、区長からも相談があったんですけど、そ

れは2組が妥当じゃないかと。そうすると、17戸、17戸ですよ。そういうふうな格好になるわけですけど、それでもよろしゅうございますかね。それとも、やはり20を目標とした、基本とした組内でなからにゃいかなのですか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） これは地域の実情にそれぞれかかわってくる問題ですので、市が願っているのは、あくまでもおおむね20戸でお願いをしたいということですので、前後する分については差し支えないというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これは行政区全体にわたることなんですけども、行政区にですね、入る補助金というのが、建設課から入ったり、中央公民館の関係から入ったり、かなりいろんな課から行政区に入るようになっているんですけども、それで、さっき小柳委員がおっしゃいましたように、何十戸の行政区から2,000戸を超える行政区もありまして、その入るお金というのはかなり差が出てくるんですよ。これ、いたし方ないんですけども、今後、例えばそれを、国から地方への補助金としてなんですけども、こう使いなさいということ、ある程度枠組みを外して、その行政区でもう少し自由な裁量で扱えるように今後考えていくことも必要じゃないかと思うんですけども、やはり行政区のですね、昨年度の決算委員会に出ました資料を見ましたら、一千何百万円貯金しているところもありますし、市からもらったお金でかつかつの1年間の会計をやっているところと、かなり行政区によって差が激しいんですよ。ですから、やはり行政区にかかわる補助金とか、すべての問題をもう一度洗い直して、今後、もう少し行政区の裁量でやっていく部分を増やしていった方が自治も育つんじゃないかと思うんですけども、これはコミュニティ推進協議会等も関連があると思うんですけど、そのあたりについて検討か何かなさっているでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 具体的な検討まではいたしておりませんが、近隣の状況等も勘案しながらですね、今後、調査していきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、秘書関係費について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 表彰関係費についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目1節から13節について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目1節、8節、9節、11節、13節、14節について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目11節から19節まで質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目11節から19節、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目9節から19節、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 7目11節から27節、質疑ありませんか。
中林委員。

委員（中林宗樹委員） 7目の、69ページ。

委員長（武藤哲志委員） まだそこは行っとりませんが。

委員（中林宗樹委員） 行ってない。66まで、はい。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

それでは、審査資料の27ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ページ数は69ページの方に2款1項7目410細目庁舎維持管理費の15節営繕工事、臨時工事、この部分の内容について報告がなされております。

それから、次の審査に入りますので、28ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは資料要求として職員互助会負担金の見直しで、16万8千円の減額理由と、負担率、今後の見直し、こういう部分が出されております。

それでは、戻ります。

それでは、2款1項7目、ここでは11節から27節まで大変長くなっておりますが、ここについての委員からの質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 69ページですね、一番上の光熱水費と、410細目庁舎維持管理費の光熱水費が上がっておりますけど、これはどう違うんかということで。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 69ページの一番上の光熱水費につきましては、従来、いきいき情報センターの施設の光熱水費をですね、財団の方で一括して支払いをしていただいております。この分を平成18年度から財政課の方で一括して支払うということで、いきいき情報センター全体ですね、光熱水費5,076万6千円が大体平成16年度決算並みでございますが、この分を平成18年度から新たに計上したということでございます。それで、庁舎維持管理費の光熱水費につきましては、庁舎の光熱水費ということでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） はい、いいです。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、8目11節、13節、14節について質疑ありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 69ページ、庁舎維持管理費のところですけども、項目ではないんですけども、庁舎の耐用年数、あとどれくらいあるのか、わかれば教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長。

財政課長（井上義昭） 庁舎につきましては、大体60年ぐらいだと思います、耐用年数がですね。ですから、あと40年前後ぐらいじゃないでしょうかね。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今、20年ぐらい。二十何年ね。はい、結構です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、9目。まず、審査資料19ページをお開きいただきたいと思
います。

ここで財政調整基金の部分ですが、財政調整基金として、今年度12万7,000円と減債基金6万1,000円は19ページの上段に積立予定額で、取り崩しはなし。平成18年度末残高としてそれぞれ5億9,992万5,183円、7万6,595円という報告が出されております。

まず、この財政調整基金費についての委員からの質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10目1節から19節まで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、職員衛生管理費、行政評価費、その他の諸費についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款2項1目。審査資料の29ページをお開きいただきたいと思
います。

ここで、IT推進費関係の15節の部分の工事請負費についての報告がなされております。

それでは、2款1項1目1節から25節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料の29ページをお開きいただきたいと思
います。

ここで太宰府ガイド本作成の委託の内容、それと次のページに入りますが、まちづくり推進費の関係でサイン整備工事、これは前年から行われております。次に市史編さん関係費についての説明が
あります。

それでは、2款2項1目、再度1節から25節までの質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 13節ですかね、サイン整備ガイドライン作成委託料ということで上がりますけど、これはどういうことを委託されるんですか。委託内容について説明をお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 審査資料の30ページの方にご説明いたしておりますようにですね、いわゆる市民、それから来訪者、そういった方々にですね、市内を周遊していただけるということで、できるだけわかりやすいような、そういう案内板を設置しようというようなことですね、一応、その辺を、いろんなデザイン、形状とか色、そういったものを業者の方に委託してつくりたいというふうに今計画しております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） 再三、委託料は出てきますけども、やはり行政庁内ですね、そこら辺のある程度のことやってですね、こういう委託料についても300万円というのが100万円ぐらいで済むようなですね、方法で、何とか庁内である程度ガイドラインなんかもですね、できてくるんじゃないかと思えますけど、そこら辺の工夫はどんなでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 外注は行いますけども、基本的には市の考え方をですね、いわゆるそういうふうな市のアイデンティティーを用いまして、それで業者の方にこういった形でやってくれというようなことは当然指導いたしていきます。また、今後そういった形での検討はやっていきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今のサイン整備の件ですけども、今の説明ですと、看板の設置ということになるんですか。

今、国博の駐車場の案内の看板が旧国道3号線にも幾つか立っていますけども、ああいう形の誘導とかになるわけですか。

サイン整備というのがぴんどこないんですよ。どういうものをするのかというのがね、なかなかぴんどこないんですよ。だから、ああいう看板をイメージすればいいのか、どういうものをイメージ。今あるものとすれば、こういうものですよというものがありましたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 今、計画いたしておりますのはですね、道路の誘導看板じゃ

ございませんので、いわゆる市民、それから市内を訪れる観光客に対しましてですね、市内に
どういふところが、史跡地とかですね、名勝とかそういったものがあるかとか、そこに簡単な
説明を入れたり、自分のいる場所からどのくらい行ったらですね、次に何があるというような
ですね、表示とか、あるいはさっき言われました、国博まではここから何キロですよとかです
ね、そういったものをですね、一応つくりたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それであるならですね、もう一つ、その前に太宰府ガイド本作成という
のがありますよね、この委託料というのが。これと一緒にいいような気もしないでもないん
ですよ、そういうもの。何でこれ、分けられるのかなという気もするし、そういうものとい
う言い方が悪いかもわかりませんが、そういったものであれば、今現在でもあるんじゃないで
すかね。史跡地はこういう場所にありますとか、そういったものは今も資料があって、わざわざ
つくりたくないかんもんなのかという気もするんですよ。

それと、太宰府ガイド本作成ということで重ねてお伺いをしますけども、このガイド本の作
成の委託先が、委託先というか、太宰府ブランド創造協議会に委託するわけですが、この協議
会は太宰府市の商工会と太宰府観光協会と太宰府天満宮及び本市で構成するということになっ
ているわけですね。これには内側の人だけしかいないんですよ。旧態依然のものになるの
ではないかと、私は危惧をするわけです。ここに、今日本でも国立博物館ができて注目をされて
いるときに、どうしてよそから見たブランドというものをですね、創造する協議会にしないの
かというのが非常に疑問なんです。何で旧態依然なのかというね。それは私の考えですか
ら、いや、そうじゃないと言われればそれまでですけども、そこら辺がね、何ですか。なぜ
外部を入れないんですか、こういうものに。一番大事な部分じゃないんですか。そうせんと変
な勘ぐりをするんですよ。また今までどおりで済ましてしまうんじゃないかと。僕は毎回言っ
ていますように、なぜそういった、外から来ていただける観光客の人たちの視線を入れないの
かというのがね、疑問で仕方がないんですが、お答えください。

委員長（武藤哲志委員） まず、回答を求めます。

まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） まず、このガイド本の作成業務でございますけども、これに
つきましては、今ご指摘があったようにですね、いわゆるブランド創造協議会というのを立ち
上げておまして、いろんな形でてなし事業とかですね、共同イベント事業等をやっており
ますけども、一応、今回ですね、観光課の方でいろんな市内のですね、ご案内をする観光パン
フレットはあると思いますけども、それだけじゃなくて、この中にはですね、いろんな、こ
こに書いておりますように、太宰府の四季折々のですね、まあ太宰府の見どころですね。ある
いは食事どころとかですね、そういったものが一目でわかるようなガイド本を作成しようとい
うことで、そういうことでこの関係4団体がですね、それぞれ持ち合わせております情報をす

ね、提供していただいて、いろいろ論議をした中でですね、そういったものをつくっていかうと。当然、外部ということになりますけども、それにつきましては当然、作成に当たっては委託という形で業者委託になりますので、その辺は民間が持っているノウハウもですね、十分取り入れながらですね、一緒にこういうものをつくっていきたいというふうに考えております。

それと、サインの方ですけども、サインにつきましてはですね、まあガイド本とサインが1つでもいいんじゃないかというご意見でしょうけど、一応、サインにつきましては、あくまでも現場でのですね、来訪者が例えば散策されるという中で、現場でそういった、どこに何があると、ここから何キロ行けばどこに何があるよというようなところをですね、つくりたいと。そこで若干の簡単な説明もするし、既存のですね、今サインは、どう言いましょうかね、観光でつくられております、ここから施設名を書いて、ただ距離を入れとるだけですね、そういったものがありますけども、今回つくろうとしておるものは、そういったところでいろんな誘導案内をですね、そういった情報を提供していかうというふうな形でですね、ちょっと考えております。

委員長（武藤哲志委員） まず、福廣委員と安部陽委員があれですが、その関連があるわけですね。

まず、それじゃあ回答を再度求めたいということですから、関連を許可します。

安部陽委員。

委員（安部 陽委員） 先ほど福廣委員が言いましたように、太宰府ブランド創造協議会、これが負担金になっているわけですね。それで、4社で総予算がどれぐらいになるのか。それと、ガイド本の販売を促進するということですから、恐らくこの負担金というのは印刷費ではなからうかと思いますが、その点の確認です。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それとあわせて、福廣委員、回答があった部分について再度質疑ありましたら。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 2つありましたので、サインの方から行くと、要するに、例えば政庁跡に来たら、そこに説明をしてという形の説明板というふうに理解したらいいんですか。僕の理解度が悪いのかもわからんけども、そこがちょっとよく、だからその、史跡地なら史跡地に行ったときに、ここからこの史跡地にはどれぐらいかかりますよとか、そこに行く方法をそこで示してあるとか、そういうことですか。さっきの説明を聞きよったら、本か何かつくってするのかなということで僕は理解をしたもんやから、ちょっとわからんようになってしまったんです。僕の言ったことで理解よければ、もう回答要らんけど。いいですか、そういうことですね。

それともう一点は、別にこのブランド創造協議会がだめだということを僕は言ってるわけじ

やなくて、そういういわゆる四季折々の見どころですね、それから食事どころなんかを、内側じゃなくて、実際に来ていただく人に食べていただいて、こういういいところがあるんですよというのを見てもらうというのが、僕は、新しい国博ができてですよ、太宰府市をアピールするいい機会だから、今までどおり内側の人が、ここがいいですよ、あそこがいいですよじゃなくて、外から見てもらって、ここもいい、あそこもいいというですね、そういうものをお金をかけてつくるならですよ、新しくつくるならそういうものをつくったらどうかなということをお願いしたいわけですよ。だからね、旧態依然というかね、また内部満足で終わってしまうような気がしてならんわけですよ。だから、まあ、これはもう回答だけお願いします。

委員長（武藤哲志委員） まず、回答を求めたいと思います。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このガイド本と申しますのは、29ページに紹介してますとおり、今まではそれぞれ4つの団体が個々ばらばらにまちの紹介なり、いいところの紹介というか、やっておりましたけども、今回、こういう国博の開館を記念に、いろんなところからいろんな要望なり希望なりがありますので、どうせやるならばこの4団体が一緒になって、それぞれ持っているノウハウを一本化して内外に広くPRする材料をつくらうというのが今回のきっかけなんです。

それで、市外のノウハウと言われますが、そのとおりにやる予定にしています。それぞれ観光協会からもですね、いろんな、観光協会の方にもいろんな提言があっているし、商工会にもそんな意見が集まっていますので、そういうのを集約した中での整理整頓をしていきたいと思えます。

委員長（武藤哲志委員） まず、地域振興部長、それからまちづくり企画課長、その商工会、観光協会、天満宮、太宰府市ということですけどね。だから、天満宮周辺だけに絞るのか、まあ太宰府も広い範囲にありますけど、商工会員の店だけを紹介するというようなことになると、また問題も起こりますし。だから、この太宰府ガイド本作成というのは、この太宰府市全市を対象とするのかですね。この辺は予算委員会ですから、どの範囲まで入るのかですね。観光ガイド的なものもあるだろうし、その辺を再度。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） あくまでも範囲は太宰府市内全域を予定いたしております。

委員長（武藤哲志委員） 今、地域振興部長から説明がありました。

まず、77ページの13節関係、これについて委員から再度質疑ありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） このガイド本は800万円かけてつくるわけですから、本当にいいものをつくってほしいと思いますし、ガイド本ですね、内容によって、やっぱりお客さんというのは全然変わってくると思えます。

それで、ガイド本をつくるに当たってのですね、今後のスケジュールとかわかっていたら教

えていただきたいんですけども。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） まだ詳細のですね、スケジュールは組んでおりませんが、当然、年度内というよりもできるだけ早くつくりたいという希望は今持っております。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） この太宰府ブランド創造協議会が負担金となっているわけですね。それで、負担金になっているから商工会だとか観光協会も負担していると思いますので、その総予算。

それから、負担金だから、このガイド本を販売するとなっているから、この負担金は印刷費の意味じゃないだろうかということ聞き直しているんです。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 太宰府ブランド創造協議会の方に今年度は一応300万円というところで予算を組んでおりますけども、昨年度の実績ではですね、市が430万円、それから観光協会が10万円、商工会が10万円、それから天満宮は130万円という形ですね、一応予算を組んでおります。

それと、昨年度は特にもてなし、博物館がオープンしたということで、COTOCOTO太宰府もやりましたので、それは別に300万円ございましたけども、そういうことで、一応予算規模といたしましてはですね、大体昨年度と同様ぐらいを今考えております。

以上です。

失礼しました。

それから、内容についてはですね、基本的には委託料という形でございます。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） ようわからんね。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 一応、印刷ではないかというご質問でございますけども、一応印刷費も含まれます。委託料という形をとります。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） はい、オーケー。了解。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これは先ほど福廣委員も指摘されましたけども、やはり太宰府にはですね、これからいろんなところの方が見えますので、せっかくだとつくるガイド本が内部だけの目線で見るとはなくて、やはり太宰府に訪れてくる人の、何ていうんですか、市場調査ですから、マーケティングというか、そういうことをやった上で、ある程度時間をかけて立派なものをつくってほしいと思います。ガイド本をつくることだけに、それが早くつくるといふことになったら、やはり中身が本当に弱く薄くなりますので、やはりきちんとおいしいところとか、

やはり太宰府の見どころとかも、いろんな方の声を取り入れてつくってほしいと思います。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 関連、許可します。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ちょっと具体的にお尋ねしたいんですが、ここに食事どころとか四季折々の見どころというのがございますね。ただ、この食事どころというのは、太宰府全市、例えば太宰府には年金センターにあるみかさの湯、それからまた天満宮、竈門神社付近、それから西の方、いろいろあると思うんですよね。そういうところも載せられるんですか。

それと同時に、これを何冊ぐらい、例えばどんな、まあ単行本方式でいくのか、書店に太宰府見どころ何とかという何かの、そういうふうに冊子にして置かれて、値段をどれぐらいで何冊、どのようにして販売されていくのか、その辺の具体的な計画は考えた上での予算なんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 今言われました店舗につきましては、当然、全市域を対象にいたしております。

それから、販売部数については、今のところ3万部ほどをですね、計画しております、これは書店とかですね、そういったところで販売をするように今計画しております。

販売のですね、1冊の値段は、まだはっきり幾らと決めておりません。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

清水委員。

委員（清水章一委員） 食事どころの話でね、なかなか、これは行政がつくる、まあ負担金もあるわけですが、まあ行政が関連するので、選定の仕方、あそこは載っているけど、うちは載っとらんとかいう問題がどうなのかなという形がちょっとしているわけですけど。例えば、載せるお店に関しては、幾らか広告料みたいな形でいただくよとか、そういう形でやるのかどうかですね。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 清水委員さんがおっしゃるとおり、広告料とかもですね、視野に入れながら紹介をしていきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それから、各委員、お願いします。前の方は私が見えませんが、質疑ある場合は声をかけていただきたいと思います。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 順調に進んどったんですが、済いませでした。

もう一つ、委託料の中の総合交通計画策定委託料ですね、これは今度されるんですよね。そ

れで、お伺いしますけども、これは何年後の太宰府を想定して計画をされるのか、ここをまずお伺いしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） この総合交通計画の策定業務の委託料でございますけども、これにつきましては国立博物館が開館したということも受けまして、今までの天満宮だけのですね、交通渋滞プラスそういうふうな博物館の来訪者、車での来訪者でのですね、交通の流れも少し変わってきておるんじゃないかということからですね、改めましてですね、全体の既存のいろんな今まで調査してきた資料、そういったものもですね、一応一緒に再度検討しながら、改めてですね、市全体の交通量の流れとかそういったものを調査したいということで、一応そういう形で考えております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということは、交通量の調査だけ。

何で私、ここで聞くかということ、先ほど質問しましたように、何年後というような言い方をしたのはですね、要するにJR太宰府を想定した上で交通量の計画策定をするのか、それはなしであるということ、そのJR太宰府駅というものはっきりした上で調査をしないと意味がないんじゃないかということが言いたいんですよ。せっかくこれだけ、500万円、お金をかけて調査をしてつくる。じゃあ、もうJR太宰府駅をやめたんであればいいですよ。もう計画にありませんというのであれば、今度、この交通計画策定をした上で今から先の太宰府の交通を考えていけばいいでしょう。しかし、近い将来的にJR太宰府駅をつくる考えが皆さんの方にあるのであれば、それが計画になった段階でこれをして遅くはない、そうしないとまたしなきゃいかんですよということが言いたいんですよ。だから、むだはやめて、もう今回、JRのことが決まっていなければ決まるまでやめて、いつJRするならば、しないならば、それを決めた上でこういうものを使わないと、またしなきゃいかんじゃないですか。そのとき、また500万円かかるでしょう。ということが言いたいんですよ。それが決まらん間は、これはやめた方がいいんじゃないですか。僕はそう思います。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この問題はですね、福廣委員さんが何年後を想定しているのかとおっしゃいますけども、まずは今回の国博の開館を体験しまして、全く想像していなかった部分とかも混雑をしましたので、今回は市独自だけでこういう計画をつくるのではなくて、国土交通省、つまり国あるいは県、それから国立博物館、それから天満宮、そういう官民の団体、関係者も含めた中ですぐできること、あるいは将来こうあってほしいということ、当然質問の中にありますJR、いわゆる西地区のまちづくりも想定した中での計画書をつくりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それはそれでいいですけどね。揚げ足取るわけじゃないですけども、ここは交通問題でしょう。総合交通計画のことを今話しているわけです。

J R太宰府駅ができるということは、全体の交通が変わるということでしょうが。西地区だけの問題じゃないんですよ。じゃあ、もしJ Rをつくってもね、あれは西地区だけのまちづくりですよというのであれば、それはそれでいいですよ。しかし、あそこをつくることによって、まほろば号の運行も変わってくるでしょうし、観光関係も、今度はJ Rから引っ張ってくる交通問題も考えないかんでしょう。そういうことは抜きでいいんですか。

要するに、もう西地区という言葉、やめてくれませんか、J R太宰府駅と。あれは、我々がとらえているのは、あれができることによって太宰府全体のまちづくりが変わるんだというとらえ方で一生懸命取り組んでいるわけであって、西地区だけがよくなるから取り組んでいるわけじゃないんですよ。ただ場所が西地区にあるというだけの話だと僕は、回答は要りませんよ。その回答は要りませんが、そういうことで取り組んでいかないとね、まほろば号の税金をつぎ込んでいる問題も、減らす方法になかなかいかんでしょうし、観光とまほろば号を結びつけるね、路線というのなかなか厳しいだろうと思うんですよ。そのためにも交通問題としての一つの拠点を、西鉄の拠点はあるわけですから、J Rとしての拠点。九州からは新幹線で来る可能性だってあるわけですから、そういったものをですね、総合的に、まあ今回はそこまではいかないんだと、そういう違った意味での交通の体系を調査するというのであればですね、それはもうそれで結構だと思いますので、回答は要りませんが、よくちょっとそこあたりをですね、考えていただきたいと要望します。

以上。

委員長（武藤哲志委員） それでは、まず審査資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

ここで積立金として、まちづくり推進費、歴史と文化の環境整備事業基金として挙がっております。なお、まほろばの里づくり事業基金としては、今年度取崩予定額が85,226千円、特定目的基金の歴史と文化の環境整備事業基金については、51,007千円の積立予定額で、53,400千円の取崩しを行いたいと。そしてそのまま審査資料の32ページに歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金の支給状況と使途明細（金額）。本会議で岡部議員からの一般質問があつておりましたが、このかわりかその取崩額について出てきております。

それでは、まずここまでとして今から11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長（武藤哲志委員） それでは、休憩前に引き続き再開します。

2款2項1目について再度質疑ありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） すみません。積立金のところなんですけれども、このまほろばの里づくり事業基金なんですけど、本年度約8,500万円取り崩しが予定されておりますけれども、これは具体的な用途はどのようなものになっているのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 審査資料の19ページです。

8,522万6千円の取り崩し予定としての內容。

まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） まほろばの里の基金の充当でございますけども、私の方です、今配分になってる予算は、まず九州北部学園研究都市整備構想推進会議の負担金、これ28万5千円です。

それからですね、サイン整備、それから先ほど出ておりました総合計画、太宰府ブランド創造協議会負担金、それとガイド本作成、それから花いっぱい運動、景観形成、こういったものが私の方に充当しております。

委員長（武藤哲志委員） 審査資料32ページの中で平成18年度5,100万円以内でという部分、これも含まれているんですか。これは違う。

それでは、ちょっと整理をいたします。

審査資料の19ページ、今渡邊委員から出されておりましたように、積み立ては4万2千円ですが、現在平成17年度末残高見込が2億766万563円で、4万2,000円積み立てて、8,522万6千円の取り崩し額については、まほろばの里事業基金としてのいろんな分野にわたると思いますが、主な取り崩し額についてはまちづくり企画課長から説明があります。担当部分はちょっと分かれると思いますが、それではまちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） それじゃ、全体のですね、約8,500万円の内訳をご回答申し上げます。

まず、市史編さん関係ですね、それからキャンパスネットワーク情報、それから観光課が行っております観光宣伝関係、あるいは施設の整備関係、それから老人憩いの場整備事業、それと生け垣推進の協力金ですね、補助金。それから、天神様ほそみち再整備事業、それと学校教育の音楽・文化・芸術の振興、施設整備。それから、図書館、図書館整備事業。それから、文化財がふれあい館の主催事業、散策路整備の文化財調査費、それと史跡公有化事業、こういったものに充てております。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すみません。このサイン整備工事の部分です、これは観光案内サインとか誘導サイン等となっておりますけど、これちょっと関連で要望したいんですけども、公共施設ですね、場所がどこにあるのかというのがなかなか市内わかりにくくて、一番身近な例では市役所がですね、五条駅からおりたときに市役所の位置がどこにあるのかわからないという状況があるんですよ。それで、ほかの市町村のホームページを見ましたら、市役所に関

してもきちんとした案内地図が出ておりますので、やはり公共施設というのは太宰府の方だけでなくて、最近では他の都市の方も使いますので、もう少し公共施設に行くですね、誘導とか、案内も考えていただけたらと思います。

委員長（武藤哲志委員） 回答を求めますか。

それでは、進みます。

2款2項2目1節から14節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款2項3目8節から19節、質疑ありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 屋根のない博物館空中散策業務委託料というのがあるんですけども、これは以前何か報道で見た記憶がある、ヘリコプターかなんかを飛ばす事業かなというふうに想像はしているんですけど、具体的にちょっと教えてください。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） これもですね、一つの観光行政の一環ということで、いわゆる市民、それから来訪者を対象にいたしましてですね、いわゆる散策するのも大事ですけども、また違った角度ですね、太宰府市の歴史的文化遺産を空中から見ていただいて、改めて太宰府のよさをですね、再発見していただくということで一応今回計画をいたしております、そういうことですね、うまくいけば、これ定例化できればいいかなというふうな考え方を持っております。

（「答えていない。ヘリコプターかなんか答えていない」と呼ぶ者あり）

失礼しました。今ご質問のあったように、ヘリコプターに搭乗していただくということですね。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 関連です。関連というか、今の内容なんですけど、総事業費が115万円ということですか。それと最大何人ぐらいがヘリコプターに乗れるのかということと、乗るに当たって負担金を取られるかというところを教えてください。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 予算は今お願いいたしております115万円を一応考えております。それから、今の予測では大体50人前後ぐらいというふうに考えております。それから、当然ですね、搭乗者に対しましては負担金をですね、いわゆる搭乗代ということで予算化を歳入の方でもさせていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） その搭乗の金額は幾らなんですか。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 今のところ予算では予算審査資料の12ページに載せておりますけども、1人大体3,000円ぐらいの50人を目安に15万円という形で考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） まず、12ページの一番下の方に屋根のない博物館空中散策参加費15万円。

ほかには。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっと戻りますけど、先ほど渡邊委員の質問で回答があった件ですけど、まずまほろばの里づくり事業基金の項目だけは教えていただきましたが、例えば次の項目にあります市史編さん関係費の中です、この部分がまほろばの里づくり事業基金を取り崩した部分ですよというのは出てこないわけですので、出てきませんよね。先ほど言った項目の内訳です、金額というのもちょっと教えていただけませんか。もしよければ、今じゃなくて結構ですから、一覧表として、この部分に幾らですよ、幾らですよというのがわからないとですね、どのぐらいの割合でどういうことに基金を使ったのかとはっきりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。委員長。

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料の19ページですね、委員の皆さんお聞きいただきたいと思うんですが、今年度特定目的基金として1億7,462万6,000円が取り崩されるということです。その中で歴史と文化の環境整備事業基金、それから特に先ほど大きな金額としては渡邊委員から出されておりますまほろばの里づくり事業基金、地域福祉基金、それから当然灌漑用揚水ポンプ施設管理基金はぼんとありますが、ふるさと・水と土保全基金、ここの部分について150万円、大まかな予算の振り分けが目的外という状況になる部分については、予算の振り分けについては2日目あたりまでには資料として出せますか。

まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 一覧表を出したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、委員の皆さん、今この取り崩しの支出内容については出すということですので、その時点でまた質問を許可します。

それでは、進みます。

再度、2款2項3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5目の1節から14節まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目。なお、83ページの中のコミュニティバス運行補助金7,462万6千円については、31ページ、審査資料、大幅減となっている前年度との比較、こういう形で運行補助金と平成17年度の部分が出ております。最終的には差が出ておりますので、ここの部分まで含めて入ります。

それでは、6目の11節から19節まで質疑ありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） コミュニティバス関係のですね、工事請負費の中で五条駅進入路新設工事でございますが、これは道路の幅員、それから一方通行にするのかどうか。それから、現在あるタクシーの待機所がどうなるのか、お願いします。

委員長（武藤哲志委員） この278万6千円と500万円については新規事業になっておりますので、具体的な説明を。

まちづくり技術開発課長。

まちづくり技術開発課長（大江田 洋） これにつきましては、今警察との協議中でございます。先日取得しました県道筑紫野・古賀線の方から進入した場合、通過交通を発生させると三差路交差点で非常に危険な状態になるということで、完全に閉鎖しなさいという指導もあっております。閉鎖した場合、じゃ、まほろば号をどう回すかというのがありますし、ゲートをつけてとめた場合もどうなるかというのがありますので、今その辺は警察、それから内部での調整中でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 再度、ちょっと委員が今まちづくり技術開発課長から説明を受けましたが、ちょっとイメージがわからないんですよ。だから……。

まちづくり技術開発課長。

まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 五条駅前広場は現在五条口線の方から入って駅前広場でまほろば号、それからタクシーがターンして出ていっております。今回取得しました土地が県道筑紫野・古賀線、あの土地を取得しております。それを駅前のロータリーと接続しますと、一般車両が通過してしまいます。五条口線の方から入った車が県道に出ていってしまうという状況、それから県道の方から五条駅前広場を通過して五条口線の方に出ていくという。結局県道に三差路ができるという状態があります。三差路ができますと、踏切からの距離、それから五条口入り口信号からの距離が近過ぎるということと、それからそれをするためには右折レーンをつくるかという条件がたくさん出てきまして、通過交通は発生させてくれるなど、あれだったらバス専用の用地としてバスだけが出入りするんだったらいいよということになりますので、駅前広場とつながりますと必ず一般車両が通り抜けします。それで、バスだけを通過させるとすれば、ゲート等を設置しなきゃいけないということで、いろんな諸条件ございまして、バスだけを通したときに市民からここを通させろという要求が出たとき、市として対応できるかと。あけなきゃいけないと、やはり三差路の交差点が発生するという事等がありまし

て、今現在内部で調整中であります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今現在タクシーの待機所が3台分か4台分ありますが、その分はどう考えていくのか、考え、今のところありますか。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり技術開発課長。

まちづくり技術開発課長（大江田 洋） タクシーにつきましては、今現在バスが入ってきてタクシーの手前でUターンして出すという状況がいいんじゃないかと。タクシーの待機所を今少しいじめなきゃいけない要素もあります。その場合、今現在建物が立っていたところを解体して駐車場か何かになっておりますので、そこに緑地帯がございます。そういうのも全体的に考えてタクシーの待機所は確保しながら、通過交通発生しないでバスはUターンして出ていくような形をとらないと、ちょっと今現在では警察の方の許可はおりないというところがございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 15節の方のバス停留所の設置工事というのは、新設するんですか、今あるところをするんですか、ちょっと教えてください。

委員長（武藤哲志委員） まず、まちづくり技術開発課長、ここに出ていますバス停留所設置工事と今説明を受けた内容とありますが、バス停の場合はこれ本年度予算、新たに計上されていきますが、新たなバス停を今説明あった中につくるのか、別なのかを、あっ、担当が違うわけですね。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） このバス停留所設置工事につきましては、ダイヤ改正を含みまして、ダイヤ改正がありましたときの時刻表の張りかえということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 単純にダイヤ改正による張りかえだけなんですか。高雄からのまほろば号が何か今工事が始まっておりますが、その辺も含んではないんですか、お尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 高雄路線につきましては、さきの一般質問とか代表質問でもお答えしましたように、今後見させていただくということで、それよりも全体的に今回運行コースを見直そうとか、ダイヤ改正をしようと、それに伴いますダイヤ改正も出てきますので、そのあたりのコースの変更とダイヤの、時刻表の張りかえと、そういった分で設置工事になっております。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

清水委員。

委員（清水章一委員） 審査資料の31ページにですね、コミュニティバスの運行補助金というの  
がありまして、これは運行経費全体としてはかなり縮小されていますよね。しかし、運行収入  
は上がっていますよね。これは運行経費が縮小というのは、赤字路線をどうのこうのというの  
は一般質問でありましたが、この辺の縮小の内容と運行収入が逆に言うと上がるというバラ  
ンスがあるわけで、この辺のところの説明をもう少ししていただけますか。

委員長（武藤哲志委員） 審査資料の31ページに、前年度と比較したものを資料要求しておりま  
して、その部分について産業・交通課長へ再度清水委員の質問、質疑がっておりますので、  
説明を求めます。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 今年度、平成18年度に減額予定の分でございますけれども、これに  
つきましては平成17年度は高雄路線、この分が開通するというこの運行経費も60日分予算に  
計上させていただいております。それで、運行補助金が当初予算で1億2,000万円ということ  
になっておりますけれども、最終的には実績まだ、今年度の実績になります。1億円ぐらいに  
なると思います。要するに、2,000万円ほどが60日分高雄路線の開通予定に係る運行費用とい  
うことで計上をさせていただいております。それが今年度、平成18年度につきましてはない  
ということになります。

そして、今度は運行収入が上がってる分につきましては、一般質問とかでもお答えしていま  
すように、経費の見直しを行うということと、それからもう一つは私どもは収益増を図るとい  
うことを平成18年度の目標にしておりますので、そういった分で収入増ということもここに加  
味させていただきました。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） そうすると、ダイヤ改正の見直しで相当運賃が、収入があるという解釈  
でいいかなと思いますが、この中には先ほどのお話の中に、最大の懸案事項でありました高雄  
の部分に関してはまだ検討中ということで、この中には含まれていないということですね。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 高雄路線につきましては、これには入っておりません。今後十分  
検討させていただくということにしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに、委員から。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 今の説明でほぼわかるんですけど、60日間ですよ、運行管理費、  
2,500万円が1,900万円、69万円、これは60日間分を差し引いてもね、運行管理費はそう対して  
変わらんとするんですが、そこら辺の状況をちょっとご説明をお願いします。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 60日分につきましては、管理費、要するに人件費とか保険料とか、いろいろ燃料費も含めまして約700万円ぐらいというようなことがございます。それから、それに伴いまして、運行に伴いますタイヤのお知らせとか、いろいろな分につきましても、これが900万円ぐらいかかるということ、それから新しいバスをそういった路線表示などしますので、そのあたりの総備品が500万円ということになりますと2,100万円ぐらい必要だったということになります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すみません。運行収入がですね、平成17年度が4,500万円で平成18年度が6,900万円に大体なっておりますけれども、これ単純に計算したらですね、5割の運行収入増しになっているんですよ。今のまほろば号でですね、5割の収入増が望めるのかというのは、これはもう疑問でですね、もともとこの予算の組み方自体にも実現不可能な気がするんですよ。これは厳しいんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 確かに、利用者を急激に増やすというようなことは難しいとは思いますが、しかし、まほろば号の運行につきましては、運行経費から収入を差し引いた分が補助金になっておりますので、これは運行経費の見直しということも十分、今まででもお話ししてきましたけれども、費用を下げている、そして今度は収入を上げていくという努力も必要ということになってきますと、このあたりの分が運行収入でとりあえずといいますが、この金額になりますけれども、タイヤ改正で運行経費を落としていくと、いろんな形で出てくるというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 相当厳しくて、この実現は難しいんじゃないかなと私は思うんですけども、例えばですね、この中にはですね、まほろば号の運賃改定とかも視野に入れているということ、それはないんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長、説明もあっておりましたが、ある一定、路線の利用、一般質問でもあっておりましたが、どの路線が収益が一番少ないとかですね、収益が上がっているとか、回数、時間帯の問題だとかという、こういう具体的な試算をした上で運行収入を上げようという状況になっていますが、ある一定、路線の時間帯の変更とか、そういうものもあるわけでしょう。だから、そういう内容を含めて再度説明いただきたいと思うんですが。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 路線によりましては、確かに非常に厳しい路線がございます。ですから、そのあたりはタイヤ改正ということで見たいというふうにも思っていますし、また路線によってはある程度乗っていただいているという部分もございますけれども、このあたりもまたやっぱり時間帯によって違いますので、そのあたりももう一回調査しながらですね、



何時のあたりは乗っていただいている、このあたりは要らんかなというようなことも見直しながらやっていきたいというふうに思ってます。その調査は可能でございます。

委員長（武藤哲志委員） 運賃は現在100円ですが、運賃の引き上げは行わないのかという質問が片井委員からあっていました。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） これも全体的な分で見直していきたいというふうに思っています。1つは、必ず料金を上げたからということで収益が上がるかどうかということもわかりませんので、乗っていただくということも大事でございますけども、それによりまして乗客が減るということになりますと、また難しい面もございますので、そのあたりも含めまして検討させていただきたいというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 運行補助金についてですね、平成17年度は1億2,000万円、この中で運輸省からの地方交付税で補助金があるという、70%、80%あると私たちは聞いておるんですが、平成18年度はどういうふうになります。それが、運輸省からの補助金ありますかな。可能ですか、それは、不可能ですか。

委員長（武藤哲志委員） まず、交付税措置をされるということで、前年の資料には、平成17年度には交付税対象の金額を計上しておりましたが、今年度このコミュニティバスについての補助金が、ある一定経常的なものとして見込まれているのかどうか。その辺は財政課か、産業・交通課か、どちらかでも構いませんが。

財政課長。

財政課長（井上義昭） ただいまお尋ねの地方交付税の分でございますが、まほろば号の運行経費につきましては、特別交付税の方に算入をされております。過去の実績から申し上げますと、大体運行経費の9割程度が計算上算入されておまして、実際に1日当たりの平均乗車率、これが算定の大きな要素になっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） 一般質問にもあっていましたけど、高雄の問題ですたいね、これなかなかずっと一般質問でも随分出ておまして、一つの目安として国立博物館開館までに間に合うように運行したいと、こういう市の見解があっているわけですね。交通の問題とかいろんな問題があって、国立博物館の開館には間に合わなかったと。今実際に高雄台とこちらの方をつなぐ道路を今整備しておりますよね。そういう意味においてはもう市民の方々は、大方の方は通るといふ、私たちもそういうぐあいに言ってきましたし、そういうぐあいに思っておられるわけですね。それをアンケートをやって、余り何かそのアンケートの結果が思わしくなかったという話でやめたとなってきたときに、その反動というのはかなり私強いんじゃないかという

感じがするわけですね。まほろば号も、高雄の方もやっぱりしっかり今検討されていると思いますけども、これは一つはコミュニティバスですので、儲けるということはないわけですね。もともと福祉バスのような要素があるということをおっしゃっていますので、私たちもそれはそれでやむを得ないということで、この部分に関しては予算として計上してもいいという形でやってきておられるわけですね。ですから、その辺の高雄地域の人たちの信頼を欠くようなことをですね、私はやってはいけないんじゃないかなという心配をしておりますし、やはりどういうコースがいいのかなということいろいろ考えておりますので、最大限ですね、やっぱり市民の期待にこたえるという方向ですね、ご返答いただかないと、予算は計上していないよ、それは議会認めたよというわけにはいかんという感じはするんですけども。

委員長（武藤哲志委員） 以前から高雄地域の用地買収だとか、どのように進入させるかの説明が議会全員協議会だとか所管の委員会でもあっておりましたが、その経過も含めて、今高雄地域のコミュニティバスの乗り入れについての進行状況を各担当部で報告できるところがありましたら。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） アンケート調査につきましては、調査、それから分析をしている段階だというふうにお答えしたと思いますけども、それにつきまして、当然ここに分析に取りかかって、もちろん結果は出ておりますけども、それこそ乗っていただくということで路線をある程度示したアンケート、ないし地元にお話をせんといかんというふうにも思っています。こういうアンケート後の結果としましてですね。そうしますと、今西鉄の路線が走っておりますので、このあたりの分が非常にまた難しくなってくるというふうに私どもは今の段階で思っております。ですから、そのあたりをもう一回ですね、今度は今年度いろいろな検討をする中の一つとしまして、試行運転、試行的に期間、二、三か月ですけども走ってみて、そしてダイヤも検討していきたいなど、ルートも考えていきたいというふうに思っておりますので、それも一つでございます。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 訂正を1件お願いいたします。

先ほど特別交付税に算入されている率が9割程度というふうに私申し上げたと思いますが、実際のところ8割でございました。訂正をお願いしたいと思っております。申しわけございません。

委員長（武藤哲志委員） ただいま特別交付税に運行収入の80%を計上するという状況で、その80%が全部来るわけではありませんし、計算方法があります。

それじゃ、不老副委員長。

副委員長（不老光幸委員） さきの片井委員の質問の関連ですけども、運行収入が約2,400万円増えるようになっているんですけども、これ簡単にはなかなかいかないと思うんですけども、

単純に考えてですね、24万人増えないと100円の場合には増えないわけです。審査資料24ページに利用促進の件で書いてありますけども、こういった中で例えば時刻表なんかもあるんですけども、そういった中で時刻表に広告なんか載せてですね、お客さんがこれ見て、例えばどこかの病院に行くのにまほろば号を利用するとかですね、あるいはまほろば号の運行、ダイヤの改正もされると思うんですけども、運行の場合にはですね、実際に市民の方が利用しやすいような方面をですね、取り入れられるかということですね。一つは私どものところからですね、結構まほろば号に乗って都府楼駅まで乗って行って、それから西鉄電車に乗る方が多いわけですね。それからもう一つは、太宰府にJRの駅があるのは都府楼南駅があるんですけども、そこまでですね、例えばJRの時刻表なんか載っておれば、まほろば号に乗るとか。二日市まで行くにはなかなか不便なんです。あるいは都府楼駅横のバイパスの下を高速バスが運行されているんですけども、あれを実際に利用しずと博多駅まで25分で行くわけですね。だから、そういう関連性まで含めてですね、検討された上ですね、そこまで考えてやられるのか。

それからもう一つは、今国民年金保養センターがあるんですけども、あそこがやっぱり何回も一般質問で話が出ていたんですけども、あそこが独自にバスの運行を駅までやっていますよというのがありますが、実際にあそこの1年間ですね、平成17年度の日帰りの利用者がですね、10万人超しているんですけども、1か月に9,000人ぐらいにすると、1日にどれぐらいになりましょかね、300人ぐらいになるんですけども。実際にあそこのおふろに入っていられる方が、結構お年寄りの方が一人で住んであって、おふろに行って、あそこでお昼食事でもしようかとか、そういうふうな利用をされる場合に、太宰府駅まで行ってそこからあそこのバスが来るのを待っているわけですね。そうじゃなくて、再三何回も言われているように、あちらにまほろば号の運行を取り入れればですね、それですって行っちゃうわけですね。帰りはまたいろいろそのバスを利用するということではできませんか。

そういうことも含めてですね、やっぱり総合的にもう少し見直してですね、ただここに書いてあるように、利用促進をする、観光客の利用、PRとかですね、地域住民の積極的な利用とか、車内広告よりも私はこういう時刻表にですね、広告をとってするとか、あるいは関連の公共機関の運行時間表を一緒につけてやるとかですね、それくらいのようなことを考えて、もう少しですね、考えないと、この25万人というのは簡単にはいかないと思いますけども。ちょっと意見のような感じになりましたけども、いかがなものかと思って話しました。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このまほろば号、コミュニティバスにつきましては、平成10年からスタートいたしまして、ちょうど8年が終わろうとしております。私も先ほど言いましたけど、たまたま担当いたしましてですね、やはり収入あるいは経費の面、それから利用者の数、これらをずっと経過を見ておりますけども、特に1便平均の13人、12人、これは過去四、五年、全然伸びてないわけなんです。これも今回国博がオープン、あるいは観光という視点か

ら滞在型、あるいは回遊性というも含めながら、あらゆる、政策をいま一度やっぱり原点に戻って見直しを図ろうと、いわゆる経営目標をきちっと立てて、収入はいかに増やすか、経費をいかに減らすかというのをですね、いろんな全体の中でのいわゆる経営努力をしながら、あるいはそうした市民の方の要望も聞きながら全体調整を図りながら検討していきたいというふうに思っておりますので、今回運行補助金が何千万円減ったから大丈夫かという指摘、意見も十分参考にしながら、あらゆる角度から分析をしていきたいというふうに思っております。

それから、年金センターへの要望につきましても、これはもう何年か前からもうそういう要望がございました。やはり今回の高雄の要望の問題とも含めまして、やはりそういう採算性も含めながら市民の利便性をいかにして確保するかという観点からもう一度きちっと原点に戻って見直しをしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） 前年の実績が1億6,500万円、西鉄にこれは委託料で払ったわけですね。

今回1億4,000万円ぐらいになるわけですけど、これはもう8年経過したわけですけどね、今後ともやっぱり西鉄に委託するわけでしょうか。それとも、競争の原理で、競争入札とか、そういうことは考えておりませんか。少しでも安く、これをですよ、安くなるように競争の入札とか、そういうことは考えておられませんか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現時点では西鉄にお願いをする予定にしております。将来的にはどうなるかということは現時点では言えませんが、ただ、今現在検討しているのが筑紫地区の交通担当課長レベルで、それぞれコインバスを持っておりますので、その辺の連帯、連携あたりも今検討中なんです。それで、春日市、大野城市、もう既にコインバスを走らせて、西鉄に委託をしております。それから、現在筑紫野市も運行開始に向けて調査研究をされております。そういう全体的なですね、筑紫地区での接点、かなり市民要望も多うございますので、それらを含めながら今後の検討課題としたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） まず、担当部、担当課長、今西鉄が市役所の横から宇美町までバスを出してますよね。だから、そういう西鉄は路線として現在のところ太宰府市から宇美町まで、もともと西鉄は二日市まで行っていたんですが、この路線を太宰府市のコミュニティバスが市外である宇美町まで入れることが可能かどうか。だから、そういう運輸局、今規制緩和の関係ありますが、それと同時に以前から西鉄が東ヶ丘あたりを太宰府高校までの部分を大変ドル箱と言われて何年もしていますが、その辺の西鉄との協議をしながらやっていくという可能性はあるのかどうか。西鉄の場合に、できれば宇美町まで、市外までこのコミュニティバスを入れること、西鉄にかわって太宰府市のコミュニティバスが宇美町へ入る。今宇美町周辺では環状線問題、大きく取り組んでおって、ぜひ太宰府市、国博にという問題があるんでしょうけど、市外から町内に入ることが可能かどうか。それから、やはりこの運行収入を先ほど各委員から何人も出されていますが、はっきり言って運行収入がこんな大きな収入を得るということにな

れば、今西鉄が持っているドル箱路線を太宰府市に譲渡できないかどうか、これだけ委託を7年もしているわけですから、その辺を協議課題として検討することができないかどうかもあわせてちょっと報告いただければと思います。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） まほろば号を他市町にということにつきましては、今申し上げました関係課長会議、いろいろやっています中では、それぞれが可能であるという方向で、将来検討していこうというふうなことで話しております。ですから、宇美町、それから筑紫野市、春日市、いろいろなところにつけることは可能だというふうに思って検討していきます。

もう一つのドル箱、高雄線ですけども、これにつきましては西鉄が今西鉄料金で160円とか180円で走っておりますので、これをまほろば号が走るということになりますと、今の料金で言いますと100円の料金になります。そうしますと、どうしても西鉄は太刀打ちできないというか、今はドル箱でしょうけども、まほろば号がそれにかわって運行するとすると、相当の費用が、100円で走るには倍乗っていただかないといけないような形になりますので、非常に難しくなるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、違うルートを考えながらということも含めて、ルートを、高雄路線は考えていきたいというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款2項の6目を終わります。

7目11節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款3項に入ります。

1目1節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目の7節から23節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、87ページについては資料要求があっておりまして、審査資料の32ページ、先ほども説明いたしました、歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金の支給状況と使途明細がここで19節の部分に対して出ております。去年は6,160万円でしたが、今年度減額になっております。

それでは、徴税関係費や特別収納事務費を含めて質疑ありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金についてお伺いしたいんですが、ようやく1月に管理協会が設立をされたということで、この協会には全事業者の方が加入をされているのかが1点と、あとその管理協会の方でどういうふうにするかを検討してもらおうということですが、それで上がってきた内容、こういうものに使いたいという要望が出

てきたときには、もうそれをそのままオーケーするのか、それとももう一度運営協議会等でその内容を検討するのかどうか、その2点について伺います。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 協会への加入事業者数につきましては、今のところ二十数者ですね、まだすべてのところとの話し合いはついていないという形で聞いております。最終的には、協会会長、副会長は1台以上の全事業者を含めて協会の中に入れてもらいたいという意向で、事業者の役員で協議をしながら鋭意全者加入への説明へ回っているという形で話は聞いているところでございます。

もう一点の用途につきましては、現状では身体障害者等も多いので、結構各駐車場で車いすを貸していただきとかという話があるそうです。今のところではですね、ちょっとまだこれは内部の協議なんでしょうけど、協会として車いすを買って事業者の方に貸し出すとかというシステムも考えてあります。

今は、まだ設立したばかりですので、今協会の中でそこら辺を詳細に煮詰めてあるそうです。用途目的につきましては、やはり状況によっては内部協議をしたいというふうには考えております。すべてあくまでもまちづくりに関する、これは補助金ですので、やはりまちづくりに関する定義に該当するかしないかの部分については、再度内部で検討したり、協議会の開催、内容によってはですね、極端にまちづくりに逸脱するような申請書が出てきた場合については、そういう形の方向性で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） これ補助金ということですので、補助金の用途については、例えば議会の側にこれだけ使いましたというふうな報告書みたいなのは出るわけなんですね。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） それは報告したいという形で考えております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

納税奨励関係費についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款4項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款5項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目、3目、4目、5目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款6項1目、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~

再開 午後1時01分

委員長(武藤哲志委員) それでは、予算委員会を再開します。

2款7項に入ります。

1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、3款1項1目1節から8節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 1節、9節については、審査資料の33ページに生活指導員報酬と費用弁償の内容が審査資料として出されております。

それでは、9節から28節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、34ページに在宅老人対策の委託事業、扶助事業で今年度廃止するもの、介護保険制度に移行するもの、その利用人数等が34ページにあります。

それでは、2目の老人福祉費関係について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、1節から28節まで再度質疑ありませんか。

門田委員。

委員(門田直樹委員) 2目の老人福祉費の老人憩いの場整備補助金が400万円計上されていますけど、これは何かもう終わるといふうに一回お聞きしたような気がするんですけど、説明をお願いします。

委員長(武藤哲志委員) すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) この整備事業につきましては、平成17年度現在で15か所ございまして、まだ残りの地区につきましては今後も継続していくということでございます。

委員長(武藤哲志委員) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項3目1節から19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） 4項11節から20節について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5項11節から20節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目、7目、8目、9目の各節、質疑ありませんか。

清水委員。

委員（清水章一委員） 6目の精神障害者福祉費関係ですが、今度障害者自立支援法が成立して、ここの中に今まで身体、知的という形で支援費が中心だったんですが、三障害統一されるということで、精神障害の部分の施設、訓練等の関係費がこの中に計上されていないんですけども、補正かなんかで入るような形になるんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 現在の、これ障害者自立支援法になりますけども、4月1日から施行されますが、今あります小規模の作業所につきましては、地域生活支援センターに切りかわるとい法律がございまして、この辺につきましては10月1日完全施行を目途にですね、進んでおるところでございます。したがって、今予算計上の段階ではございません。今後国の方からの指導がおりてまいりまして、その辺の事務手続につきまして協議を行うようになります。その間につきましては、みなし的な要素があるということで、今までの現行どおりで予算計上を行うということになっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

清水委員。

委員（清水章一委員） そうすると、4月1日から実際に精神障害の方々が支援を受ける部分に関しては、そのお金はどこから出るように、みなしとかという話ですが、予算計上されていないということ、出ないんですか、出ないということですか。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、利用料ということになるかと思えますけども、利用する場合には、原則1割の負担が生じてまいります。これはもう4月1日で施行いたします。この4月1日で施行いたしますけども、この歳入の面に関しましては、一切歳入としてではなくてですね、あくまでもサービスの事業所の方において徴収をすることになっております。その残りの9割において国、県、市で補助をするというふうになっておりますので、この辺につきましても支給料がございまして、今現在精神障害については支援費制度は該当ありませんけども、私ども要綱でそれを運用してきております。その運営の方法につきましても、みなしということが適用されますので、現在のまま10月1日までは行うということになっております。

委員長（武藤哲志委員） まず、今歳入のかかわりを福祉課長が説明しておりますが、とりあえ

ず予算書の35ページ、この民生費国庫補助金のところに国が出す部分についてが書かれております。それから、同じく37ページの一番上に知的障害者部分の分がありまして、そして県の支出金が41ページに出されております。なお、減額関係が先ほど福祉課長が言いましたように3,247万1千円の減額になっております。

それでは、再度質疑ありましたら。

清水委員。

委員（清水章一委員） 要するに、4月1日から身体とか知的と同じような形で、今まで支援費で受けられなかった分が受けられるということによろしいんですね。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、6目終わりました。

7目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 9目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、ここで10目に入ります。

10目の2節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、113ページの審査資料として35ページ。

同和対策の自動車技能取得訓練補助金、敬老年金、老人医療費、5歳未満児医療費、介護サービス費。なお、平成18年度で見直した内容としては、所得制限を行うという形になっております。

それから、部落解放同盟、全日本同和会、福岡県地域人権運動連合会に出す金額として768万400円、259万円、19万円。そして、人権センター、この委託先について資料要求を出しておりましたところ、現在のところ、南隣保館、南児童館の委託先は未定ということになっております。

それでは、予算書に戻ります。

20節、24節、28節まで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、11目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料37ページに人権センターの委託先の資料、先ほど説明したところが出ております。

それでは、ここの12節から19節まで質疑はありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 資料の37ページに関連するんですけど、南隣保館と南児童館の委託先ですね、武藤委員の一般質問でもまだ未定というお答えでしたが、実際4月1日からはもう委託をされるということであれば、当然もう決まっていなくておかしいと思うんですよね。その点ちょっともう一度お尋ねしたいんですけど。

委員長（武藤哲志委員） 人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） 一般質問のときにも市長及び部長が答えたとおりでございますが、新年度予算、議会の議決後、業者決定の事務処理を行うようにしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、普通は一切委託が出てきているんだけど、予算が認められないとじゃなくて、今のところどんな委託、1社だけをするのか、この選考で何社かを呼んでやるのか、いろいろあると思うんですが、その辺は全く、私も質問しておりましたが、その辺はどんな方法でやろうとしているのか、まだ報告はできないんですか。

人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） 今、業者選定ということで、社会福祉法人という形で2社選定いたしまして、事務を進めておるところでございます。

委員長（武藤哲志委員） その結果はいつ報告いただけますかね。

人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） 議会議決、終わりました、それから内部的に決裁が終わったら発表できると思います。

委員長（武藤哲志委員） 6月議会ということになるわけね。

人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） 早い議会であります、そのとおりになるかと思えます。

委員長（武藤哲志委員） だから、3月27日に予算が可決されると、それから契約に入ることでしょう。

人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） じゃあ、今議会には報告はないと。

人権センター所長。

人権センター所長（西山源次） 議会が終わっておりますので、27日まででございますが、それから決裁をもらいますので、早い議会ということになりますと、6月議会になるかと思えます。

委員長（武藤哲志委員） 今、人権センター所長から説明がありましたが、これに対する委員からの質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、3款1項12目についての質疑はありませんか。2節から21節。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、進みます。

3款2項……。

佐伯委員。

委員(佐伯 修委員) 社会福祉費のところ、どこで言おうかと思っていたんですけど、向佐野にですね、路上生活者というか、何ていうか、鉄道の下、川の下に……。

委員長(武藤哲志委員) そこは生活保護費関係でお願いできませんか。

佐伯委員。

委員(佐伯 修委員) どうなるんですかね、ちょっと、その辺の……。

委員長(武藤哲志委員) 生活保護費関係になりますので。

佐伯委員。

委員(佐伯 修委員) 生活保護費関係ですか。

委員長(武藤哲志委員) はい。

そのときに、生活保護費関係が出てきますので。

佐伯委員。

委員(佐伯 修委員) 現実、そこで困っているところがあるものですから、ちょっと聞きたかったんです。

はい、わかりました。じゃあ、生活保護費。

委員長(武藤哲志委員) まず、128ページのところで質疑をお願いいたします。

それでは、再度戻ります。

3款1項12目についての質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、デイサービス費、南児童館費、南体育館費については廃目になっております。それは、先ほど人権センター所長からありましたように、委託によるものです。

3款2項1目に入ります。

このページの1節、11節、12節について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 13節、19節、20節について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、同じく3款2項2目については、審査資料の38、39ページ、ここに、各保育所年齢別入所者数、障害児もあわせて、年齢別待機児童数、それから都府

楼保育所の民営化に伴い保育士の配置はどうなるのかという形での資料要求について、現在の資料が提出されております。保育士33名は、五条南保育所に25名、4月1日から新たに設ける子育て支援センターに8名配置予定。それから、待機児童数についてはゼロ歳から5歳まで37名。

それでは、進みます。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） この前も一般質問で質問しましたけども、今後の見通しはどのような、まあなかなか難しいでしょうけど、見通しを持っておられるか。

委員長（武藤哲志委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（和田敏信） 一般質問の中でお答えいたしました中身のよう、次世代育成支援行動計画に基づきまして、今後入所児童の増を図るというふうにしておりますから、既設の保育園の増設、あるいは新設も視野に入れたところで検討を進めていくということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それは一般質問のときに聞いたんで、そうじゃなくてね、要するに児童数、保育所の児童数ですね、将来の見通しというか。

難しいかもわからんけども、要するに増えていくのか、減る可能性があるのかですね、そこあたりの見通しが何かあれば教えていただきたい。これはなかなか難しいでしょうから、人口の推移もあるからね。

委員長（武藤哲志委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 児童数の推移ということ、待機児童の推移、それから6歳までの児童の今後の伸びの推移ということになるかと思えますけれども、今現在、ゼロ歳、1歳の伸びがもう微増といえますよりは、もうほとんど横ばい状態というところでございます。

それで、今課長が申しましたように、平成21年度までに保育所入所児童数の拡充ということで行っておりますけれども、ここが、あと一か所分程度、150人前後で児童数を伸ばせばということにしておりますけれども、現実に児童は微増ですけれども、それで待機児童が急激に増えるかどうかというのは、やはり見込みが難しいと。ただ……

（福廣和美委員「待機児童のことは何も聞いておらんよ」と呼ぶ）

ああ、そうですか。

児童数は今のところ微増で、やはり今後もこの年間、1年で、そうですね、大体600人ぐらいのところを推移いたしております、急激に増は望めないのではないかとこのように思っております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それは、現状維持で大体いくんではないかということですね。

(健康福祉部子育て支援担当部長村尾昭子「はい」と呼ぶ)

委員長(武藤哲志委員) 今、福廣委員から言われた部分については、教育委員会の資料を参考にさせていただければ、審査資料48ページを出していただきますと、現在1年生から6年生までの大体の児童数が、今の1年生が618名で、あと2年生が599人だとか、3年生は638人ですが、そういう状況での推移を今しているという状況で、今後、通古賀の区画整理によって、あそこが2,000世帯ぐらい増えるとどうなるかというのがあるかわかりませんが、今のゼロ歳児の大体平均が、ほかの資料にも出ておりますが、600名推移だという状況がここに出てきております。それで、今出されてきた待機児童数と保育所の見込みという関係で見ますと、大体120名ぐらいが保育所、ゼロ歳、1、2、3歳、4、5歳になると幼稚園という関係になりますが、こういう形で比較できるんじゃないかと思います。

それでは、ほかに委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、3款2項の2目、3目の1節から19節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、ここで審査資料39ページ、40ページに、都府楼保育所が4月1日から民営化されますが、まず保育所の運営委託料、私立保育所の施設整備補助金、保育所対策等促進事業実施保育所補助金という形で合計額が出されて、6億5,069万6千円という数字の報告がなされております。

それから、審査の関係になりますが、40ページには学童保育所の平成18年度利用者の学年別予測として処置児童は450名、待機児童数は23名、こういう状況で、6年生までの児童数の報告がなされております。

それでは、予算書に戻ります。

まず、私立保育所関係費、それから乳幼児健康支援一時預かり事業関係費、その他の諸費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 同じく3款2項4目、質疑はありませんか。

門田委員。

委員(門田直樹委員) 夏休みに学童保育所で預かる分の話なんですけれども、4年生以上は基本的にもう受け入れられないということでもう断っているような状態で、やはり両親ですね、働きに行っていると、4年生になったらいきなりもう朝からぼつんと家におるような状態で、まあどうにかならないかということで、これ、私、先回も何かで質問したことがあるんですけども、今年の夏ですね、また同じようなことにもなるんですが、何か方法というのはお考えないでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） まあ定数等の関係がありまして、4年生以上の方についてはもう、今委員さんが言われたような対応をしてきた経緯があります。来年度の予算の中に、夏休みの対応ということで、少し予算を増やしました。いずれにしましても、定員枠とかの関係が出てまいりますから、その申請内容によってですね、例えば入所させた方がいいのかどうかそこらをですね、申請が出てきた時点でちょっと判断したいというふうに考えています。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

3款2項5目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料41ページに、ファミリーサポート・センター事業の利用状況の資料が出されております。

おねがい会員が59名、おたすけ会員が48名、どちらも会員が18名で125名、送迎4件、送迎・預かり39件、預かり26件という形での実績関係が出されております。ただし、予算としては、平成17年度と比較してみますと154万8,000円の減額です。

それでは、3款2項6目の1節から19節、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款3項に入ります。

生活保護関係です。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） すみません、先ほどは。失礼しました。

実を言いますと、行政の方で、路上生活者は太宰府市内に何名ほどおられるかご存じか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ちょっとデータが古いんですが、昨年4月に国の方からの調査依頼が来ましたが、これはあくまでも任意の調査でございまして、私どももざっと回ったような形でございますけども、わかっているだけでは4名です。しかし、聞くところによりますと、8名いるということを知っておりますけども、確認できたのは4名の方だけでした。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） で、その方々のお住まいというか、寝泊まりされている場所までも確認されていますか。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） その4名の方につきましてはすべて確認をとっております。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 実を言いますと、私どもの向佐野区のところにですね、最初1名おられたんですけど、それがだんだん増えてですね、何か小屋が鉄道の河川敷の下に増えてまして、で隣は近くに小学校があるんですよ。そういう通学路にも面して近いもんですからね、何かいろんなちょっとした小ざかい事件が起きているようなんですよ。それで、そういう方々をどのように指導されるというか、恐らくそれは許可してはならないというか、認めてはならないと思うんですけど、行政の考え方はどのように対処されているのかお伺いします。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、原則がございまして、ホームレス、いわゆる帰来先がない方につきましては、施設及び土地の管理者がすべてを対処するということになっております。したがって、その方が排除したいという形になれば、警察の方にお話をさせていただいたり、そういうような形をとるようなことになると思います。ですけれども、生活上どうしてもその方ができないというような状況がございまして、生活保護を受けたいということであれば、当然私どもは相談を受ける体制はとっておりますし、またもし病気をされて入院が必要な場合は、これも生活保護法の中で、県費になりますけれども、すべて私どもの方から医療費の方の支給もできるという、法律上のことでございます。したがって、管理面につきましてはすべてその所有者が行うということになっております。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） ということは、所有者といえば、あそこは線路敷なんですね、JR西日本になりますけど、河川敷との間になるし、公な場所である場合ですね、いろんな方法、今言われた方法でなかなかできないんですね。地域の方が非常に困ってあるというか、その辺でちょっと、ある程度行政も中に入っていてですね、いい措置というか、ちょっと何かいいアイデアないかなと思って。

委員長（武藤哲志委員） 建設課管理係長。

建設課管理係長（金藤忠晴） お答えいたします。

建設課にですね、地元の方から河川沿いにですね、ホームレスの方が生活しているということで相談に来られましたので、私、まずは現場の方に行きました。で、確認しますと、所有者は県だということで、県的那珂土木事務所の砂防河川課の方に相談いたしまして、そちらの方で指導していただくように再三にわたり言っております。那珂土木の方ももう行っておるということで聞いております、伺っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） ひとつ頑張っていたきたいと思うんですけど、確認ですけど、その4名の方はその場所だけですか、別のところにも、何か所ぐらいに、もうちょっと場所だけ知っておきたいと思って。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 3か所でございます、JRの、今佐伯委員がおっしゃっているところに2名おられました。確認をとっております。もう一つは、キャンプ場の市民の森にあるんですけども、キャンプ場の上の方のほこらのあるところに1名、そしてもう一つは、水城の高速道路の下に1名、この4名だけは確認をとっております。そのほか、いらっしゃったという跡があるのがですね、幾つかは確認しましたが、人物は確認しておりません。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） ひとつちょっと、不審者というか、市民の方にちょっと危害を加えるような状態になっていますので、特に水城西小学校区の方にはちょっと要注意を要しますので、至急処理していただきますようお願いします。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

それでは、3款3項の1目、2目について各節質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 生活保護費のですね、ここ一、二年の増減率というか、数でも構いませんけども、教えていただけませんか。19世帯の。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 生活保護につきましては、日々異動がございまして、一応年度の末で集計をさせていただいております。まず、平成17年度につきましては238世帯でございます。平成18年度につきましては241世帯ということで、今推移をしております。

失礼しました。平成17年度につきましては238世帯で推移をしております、もう一度申し上げますと、平成16年度につきましてはこれよりも多くですね、246世帯ということになっております。この表では少なくなっているというのが現状でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

3款4項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款終わります。

4款1項1目1節から27節まで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく2目1節から9節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 11節から14節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目、7節から14節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目、1節から28節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5目8節と14節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、42ページ、大野城・太宰府環境施設組合負担金については、審査資料の42ページ、5,842万6千円の減額内容、それから最終処分場が平成17年度完了したために減額、こういう状況で、またその下の方には福岡都市圏南部環境行政推進協議会負担金の内容が出されております。

それでは、4款1項6目11節から19節、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7目質疑はありますか。

清水委員。

委員（清水章一委員） 大野城・太宰府環境施設組合負担金ですが、福岡都市圏の南部環境行政の方に負担金は今行っているわけですけど、この大野城・太宰府環境施設組合の負担金だけ見ると、昨年度から見ると、平成17年度から見ると、5,800万円ぐらいたしか減額になっていると思います。で、南部の方にまた負担金が増えているわけですが、要するにトータルとして、市の方のトータルとして、その部分の負担金は全体的にはやっぱり低くなったということですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課環境施設整備担当課長。

環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 失礼しました。

5,800万円ほど平成17年度より低くなっております。

市の負担金でしょう。

委員長（武藤哲志委員） 清水委員。

委員（清水章一委員） だから、それはわかっているんですよ。で、その部分で、福岡都市圏南部可燃ごみ処理事業というところに幾らか負担金新たにでていっている。純然たる減という形で見えていいんですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課環境施設整備担当課長。

環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） どうも失礼いたしました。

中間処理施設の委託料ですけれども、これはほぼ変わらない額でございまして、減りましたのは、予算説明資料に載せてありますとおり、環境処理センター内におきます工事が完了したためでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 6目の13節の方の委託料で、ボランティア清掃臨時ごみ収集委託料42万円と、その下に散乱ごみ収集委託料300万円があるんですが、この清掃の収集委託料というのは、行政区のクリーンデーの折の分なのか。それと、散乱ごみというのはどういうごみなのか、そしてもし回収とかありましたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（武藤三郎） ボランティア清掃臨時ごみ収集委託料については、これにつきましては、6月、12月のクリーンデーの収集のときに収集するごみでございます。

それから、散乱ごみ収集委託料につきましては、これは天満宮周辺の市内の道路を大体13コースですか、シルバー人材センターの方に委託して散乱ごみの収集をしている委託料でございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 天満宮かいわいの散乱ごみといいますのは、お正月とか特別なときに行っているんですか、それとも毎週とか、何かそういう定期的に、どのような業者がどのような形で行われているんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（武藤三郎） この散乱ごみ収集につきましては、定期的に収集をいたしております。

これは基本的にはシルバー人材センターの方に委託をいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 進みます。

それでは、7目8節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8目1節から25節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4款2項1目に入りますが、先ほど審査資料42ページに、福岡都市圏南部環境行政推進協議会負担金の内容については1,351万2千円という審査資料が出されて説明がされております。

それでは、4款2項1目2節から19節、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目11節から27節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3目11節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款3項1目24節、28節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、6款1項1目1節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目2節から13節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目1節から25節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目の11節から25節まで質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） この5目の農業用排水路等整備費のところなんですけど、この予算とは直接関係ないんですけど、水利組合でですね、水利組合費を取っているところがあるんですけども、この予算書を見ますと、水路等の整備については市の予算でやってあるんですけども、この水利組合の組合負担金を取っている分についてですね、行政の方ではどういうふうに考えておられるかお尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり技術開発課長。

まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 農業用排水路等整備工事の負担金につきましては、農業に関するため池、それから農業用水路、貯水の関係等におきまして、地元水利組合の方から市の方に改修の要望が出ます。そのときに、地元の2割負担をいただいて改修しているものでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） それはわかるんですけど、この予算とは直接関係ないけど、水利組合がですね、単独で、家を新築したりマンションやら賃貸やらつくったときにですね、負担金を取っている水利組合があるんですね。これについて行政の方ではどういうふうに把握されているか、それと、その対応の仕方についてどういうふうに考えておられるか、そこら辺をお尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） まず、以前この問題も論議はしたことがあるんですが、公共下水道の普及していない地域については水利組合の権利があって、その権利が保障されていると過去に説明があった経過があるようですが、現在もこういう状況で、今中林委員から質疑が出されていますが、水利組合の、建築、水利組合にまず同意をいただきなさいというのが建設課あたりでいまだにやはり水利組合の印鑑を求めてきているのかどうか。開発確認というか、そういう部分、その辺を含めてちょっと回答をいただきましょうか。

産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 確かに農地転用証明とかということの付随につきまして、書類と

いたしまして、水利組合長の承諾をいただいております。

委員長（武藤哲志委員） 今ここで中林委員から言われているように、その地域が下水道が入っていない場合ですね、水利組合の同意が必要と、そうすると4万円とか5万円ですね、水利組合にお金を払わなきゃならないというのは、当然水利組合の権利として長年の慣行で制度としてあるわけですね。こういう部分については行政は把握しているのかというのが中林委員からの質問なんです。

環境課長。

環境課長（武藤三郎） 水利組合のですね、その負担金につきましてはですね、例えば水路に橋をかけるから水利組合の印鑑が要ると、ところが行くと、m当たり10万円とか、あるいは農転時に転用の名目で幾らかちょっと料金を徴収される行政区があります。で、それにつきましてはですね、その地元ですね、そういった水利組合の規則とか規約がまだあるところとないところがあるそうですので、過去の慣例ですね、取ってあるところと取ってないところがあるようで、まちまちでございます。だから、十分に把握はしておりません。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 開発行為のときなんかは、水利組合の同意等はとっておりません。

委員長（武藤哲志委員） じゃあ、中林委員。

委員（中林宗樹委員） いや、ちょっと、直接ですね、行政のとは関係ないんですけども、そういう水利組合がですね、単独で負担金を取っているんですね、それについてはですね、今もう大体下水はほとんど入りましたし、環境整備も整ってきていますので、そういう水利負担金をですね、取らないようにですね、行政の方から指導していただきたいというのが本音でございます。まあ、そういうところ、これは要望としてお願いしときます。水利組合が今取っているものについては……。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと申しわけございません。

その問題は、行政がちょっとできないと思うんですよ。太宰府市はですね、それを要望というふうにならないと思うんです。私は池の底地権を持っておりましてね、でその水利権の方が優先するものですから、だからその水利権を20年間貸してくださいという場合は、太宰府市がその水利権の早う言えばお金を一応受け入れて水利組合に支出をしなきゃいけないという制度になっているんですよ。だから、底地は底地で残るけど、水利権というのは当然直接は支払いできませんから、だからその辺はあくまでも水利権は一度太宰府市が早う言えば、都市整備公団の場合もそうですが、一度太宰府市がお金を入れて水利組合に交付すると。それを直接すると法律違反になりますから。だから、そういう制度が残っていますのでね。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） いや、水利権の問題じゃなくて、ただ水利負担金をですね、取っている……。

委員長（武藤哲志委員） だから、今それをこう言ってるからね。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 整理しましょう。

委員長（武藤哲志委員） うん、整理せんと。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 元都市整備部長が。

これはですね、従来は、開発行為のときに水利組合の承諾をいただいております。それがしきの御旗になりまして、負担金を取るようにということで、だから制度的にどうも合致していたみたいです。で、上下水道が完備しまして、これは汚い水が流れるんでその清掃費というふうな形で取っていたというのが事実のようです。

しかしそれはもう公共下水道が完備したので取る必要はないだろうと、あとは地元の水利組合と建てた人の関係になりますので、私たちの承諾が要るから水利組合にお金を払いなさいとならないように撤廃しましたので、あとは本人と水利組合とのお話し合いと、そういうことになりまして、行政が介入できないというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 行政は介入できないけども、何らかの形でちょっと影響力を発揮していただきたいと。はい、これは要望としときます。

委員長（武藤哲志委員） まあ、そういう要望があったということで、即対応はできないと思いますが、長年の。

それでは、進みます。

それでは、6款2項に入ります。

1目13節、19節、2目7節から22節について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目11節について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7款に入ります。

7款1項1目2節から8節について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目の11節から22節、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目1節から19節、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目7節から27節まで質疑はありませんか。

(「はい、委員長」と呼ぶ者あり)

ちょっとお待ちください。審査資料の43ページにかかわりがありますので、太宰府館の活用として平成18年度の取り組みについての考え方という形で、太宰府館の活用内容が43ページに出されております。

それでは、7款1項4目観光費について。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 予算書161ページのですね、賃金のところで、昨年度までは館長の賃金ということが約400万円程度計上されていたんですけど、今年その計上がないんですが、館長は不在のままということなんでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 観光課長。

観光課長(木村甚治) 昨年、おっしゃいますように、平成17年度、館長職を置いておりました。平成18年度におきましては、専任の館長職は置かないというところに対応したいというふうに考えて、こういう予算計上をいたしております。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) それは、今後も館長職はもう置かないということなのか、今後はどうなのか、そこら辺は。

委員長(武藤哲志委員) 観光課長、現実には、再任用の関係がありましたが、財団法人との兼務もしている。現在のところ、そういう状況も含めた内容も含めて、ちょっと今、太宰府館の関係がありますが、今片井委員から出されております内容についてですね、再度報告ください。

観光課長。

観光課長(木村甚治) それでは、改めてご報告申し上げます。

平成17年度以前の元部長の方で再任用という形で館長職を務めていただいております。2年間で、今度の今年3月で満2年が終了いたします。そして、その間に、私ども観光課の方が、最初は市役所の方におりましたけれども、途中から太宰府館の方に出ていきまして、現場で直接対応するような形をとってまいりました。そういう中で、今委員長がおっしゃいましたように、再任用の問題でありますとか、今後の太宰府館運営、観光行政の運営ということから、差し当たって平成18年度におきましては館長職の専任は置かずに、観光課の観光課長の権限の範囲の中で、縦のライン一本でストレートに臨機応変に対応していくということで、まずは平成18年度そういう形で采配を行っていきたいと考えております。

また、平成19年度以降につきまして、今後につきましては、また再任用でありますとか、いろんな人的な配置の問題等も今後検討されるというふうに考えておりますので、まずはこの体制でやれるだけ力いっぱいやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) ほかには。

力丸委員。

委員（力丸義行委員） 今回の再任用の件なんですけど、もう一度、再任用ですね、再任用の説明でわかられていない方もおられると思いますし、どういう雇用形態なのか。確かに今2年間で終わりと言われてはいますが、それ以上おられる嘱託の元職員等おられますので、やはり一度その辺をしっかりと整理していただきたいというのが、まあ私だけじゃないと思うんですけど、再任用の説明を、最後に言おうと思ったんですけど、今話が出ていますから、ここでお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） それでは、委員の皆さん、審査資料の17ページをお開きいただきたいと思ひます。

まずここで再任用、一番右側ですが、納税課、それから特別収納課、それから子育て支援課、それから学校教育課給食調理、それから社会教育課青少年育成、こういう形で再任用の部分についてが資料として出されております。

今、力丸委員から再任用の内容についてということですが。

じゃあ、観光課長。

観光課長（木村甚治） 先ほどご答弁申し上げました分で、ちょっと1つ訂正をお願いいたします。

太宰府館の館長を2年間、再任用でお願いしておったというふうに申し上げましたけれども、正確には再任用ではございませんで、ただ単なる嘱託として2年間お願いして、嘱託職として太宰府館の館長、また大宰府展示館の方の事務局の方も兼務しておったという形でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま訂正がありましたので、認めます。

それでは、再任用の内容について力丸委員から質疑がありますが、答弁は。

行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 再任用につきましては、60歳で退職をお迎えします。そうすると、年金を受給するまで2年間という期間がございます、そのための再任用という期間が設けられているという状況でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

力丸委員。

委員（力丸義行委員） そういう中で、年金をもらえるのに、今2年ですかね。今現在は。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 1年から始まりまして、最長5年になります。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） 今現在は。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 今現在は2年でございます。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） それ以上雇用されている方もおられますよね。は、おられませんか、今現在。嘱託も同じなんですけど。

委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

行政経営課長（宮原 仁） 再任用におきましては、2年でほとんどの方が退職なされております。それで、嘱託につきましては、嘱託の規定がございまして、最高1年契約の3年が一応限度となっておりますけども、特別に認める場合は5年までということになっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、説明を受けました。再任用、嘱託、60歳定年後、まあ年金を受給するまでということで説明を受けました。その中で、現在、太宰府市の中に再任用、嘱託、そういう方々は何人ぐらいいらっしゃいますかね。

委員長（武藤哲志委員） 今、先ほど説明しましたが。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） はい、わかりましたけども、人数的に。それと、その金額。

それとですね、もう一つは、次のページの163ページに、その他の諸費で、賃金が212万2千円計上されて事務補助員となっているんですが、こちらは太宰府館の事務補助員のことでしょうか。

それともう一点が、今、課長さんが館長のかわりをお務めになるという説明だったと思いますけれども、先ほど43ページの審査資料の中では、観光案内所と連携を取りながら観光客の来館をさらに促すということがあるんですが、人的配置、それで大丈夫なんでしょうか。ちょっと心配になるんですが、お答えください。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長。

観光課長（木村甚治） 今、お尋ねのまず163ページ、その他の諸費の賃金、事務補助員の分のご報告を申し上げます。

その他の諸費として212万2千円を計上させていただいております。これは、審査資料の方の43ページにも載せておりましたように、今後プロモーション活動、PR活動の方に力を入れたいということで、今回その他の諸費で212万2千円の賃金、事務補助員賃金を計上させていただいております。

内容につきましては、これまでも旅行社の方といろいろ協議を行ったりする中で、やはりある程度プロの考え方やいろんなノウハウを持った方をプロモーションとして効果が上がるよ

うな形でできれば事務補助等で任用して、そして対外的なPR活動の方に従事していただくというところで現在検討をいたしておるものでございます。

同じような形で、以前合併いたしましたよその南の方の久留米市等におきましても、旅行社OBを参事として雇用したり、いろんなことをやっておりますので、同じようなことで、高い効果が得られるような形で、旅行社の方と協議をしながら太宰府のPRができるような方をお願いしたいということで、賃金として今回計上させていただいておるものでございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今のお考えですが、本当に、まあできるだけ専門職、そして太宰府の観光の発展のためにですね、ご尽力いただけることはいいことなんですが、この方は、プロの方は何年か契約なさるんですか。1年ぽっきりなんですか。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長。

観光課長（木村甚治） 現時点では1年の予定で、平成18年度だけ計上いたしております。

委員長（武藤哲志委員） 今、小柳委員から出された部分については、当初予算書の8ページの人件費、今年度1,138万4,000円の減額という形で、先ほど出された人件費総額の中には載っております。

ここで……

（佐伯修委員「ちょっと関連で1つだけ」と呼ぶ）

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 今、太宰府館の話が出ていますけど、参考までに、団体客の休憩と昼食会場を利用した団体は何件あったのか。私は見かけたことないんですけど、実を言うと。だから、何件利用されたか。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長、わかりますか。平成17年度決算がまだ大分先になるわけですが。出納閉鎖の関係は5月31日までですが、今わかる範囲内で結構です。

観光課長。

観光課長（木村甚治） 1月の時点での利用人数関係は集計しておりますが、その内容で、団体が休憩したという形までちょっと今持ちませんので、今数字的なものだけご報告したいと思っております。

会議室関係で274件、昨年4月から1月まで会議室関係で274件、そして和室で170件、体験工房で163件、まほろばホールで194件と、大きなところであとギャラリーが176件、イベント広場で46件という形で、延べ件数としては1,023件という形で上がってきております。

一応これは1月末で締めた……。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） いや、それちょっと違うんです、それは。私が言ってるのは、観光客の来館者。観光客よ、地元じゃないよ。地元ばかり使いようが。

委員長（武藤哲志委員） それではですね、今、太宰府館の部分で出ておりますので、ここで

14時10分まで休憩をいたします。その再開後に、今佐伯委員から、観光客の利用状況についてわかる範囲内の回答を求めたいと思います。

それでは、10分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時10分

委員長（武藤哲志委員） 再開します。

皆様、本日、市長部局は大変なちょっと公務がありますし、委員会が終わりましたら会派代表者会議も控えておりますし、できれば本日、歳入の、予算書の歳出まで終わりたいと思うんですが、その辺でご協力いただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、再開します。

それでは、先ほどから太宰府館の管理運営の関係で、利用状況ということですが、

観光課長。

観光課長（木村甚治） 旅行社関係での申し込みということで、大体10団体、旅行社からの申し込みは10件ほどはあっております。確かにまだ少のうございますけれども、特に体験工房関係については旅行社関係からも今問い合わせ等も来ておりますので、今後その辺のPRに力を入れたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） わかりました。

ぜひね、観光客、団体、人数だけを別々に集計して持とってくださいよ。これからずっと追及していきますからね。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 大みそかですね、大みそか、あそこの通りね、もう全く寂しいですね。水城跡をライトアップするより、あそこをね。

いやいや、あれだけ観光客がですよ、来るときにね、あそこをライトアップせんですか。明るくあの通りをね、みんなが通れるようにすりゃいいんですよ。暗いでしょうが、あの周りが。そういうこともね、やっぱ考えんと意味ないですよ。太宰府館の周りも明かりをつけると。太宰府館もオープンしとくと、24時間、あの日だけは。トイレも自由に使ってもらう。

人が来るときに使ってもらわんとですね、僕は意味ないと思うけど。それ、今年の大みそかからやりませんか。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと内部検討。小鳥居小路の農協あたりの前から含めて。そういう福廣委員からの質疑がっておりますので、検討してください。

それじゃあ、その他の諸費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） じゃあ、進みます。

それでは、8款1項1目2節から13節、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 14節から27節まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、ここで審査資料の44ページから45ページ。

ここで、工事の場所と内容、公有財産購入費の明細、補償の場所と内容で、国庫補助、市債が含まれる場合はその金額を表示という形で、委員から資料要求が出されております。

これと、次の審査に入りますが、同じく45ページあたりになりますので、いいでしょうか。

それでは、169ページをお開きください。

まず、8款2項の1目、2目、3目、そして節の関係で資料要求が出されております。資料要求も出されておりますが、委員から質疑がありましたら許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

じゃあ、4目に入ります。

4目の1節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目の4節から13節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3項に入ります。

3項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、8款4項に入ります。

ここで、担当課にお聞きをしておきます。

今、国会で白地地域も含めて規制をする、調整区域は20万㎡も例外として認めない、こういう論議がされておりますが、将来、白地地域、太宰府はありますし、市街化調整区域も20万㎡、もう開発は認めないという状況が国会で可決された場合には、大変太宰府も影響を受ける状況にあるんですが、こういう内容については、担当部としては、今国会で審議中なんですが、その辺はつかんでおられますか。

規制を大変かけるということで、大型店舗の進出を抑えるというのが目的で法改正が行われておりますが、そうすると、区画整理をする場合についてもなかなか大変難しい状況になるようですが、その辺何かつかんでおりましたら報告いただきたいと思うんですが、わからなかったらわからなくて結構です。

まちづくり企画課都市計画担当課長。

まちづくり企画課都市計画担当課長（神原 稔） 本店法の関係だと思えますけど、太宰府につ

いては、まあ言われておるようなことは当てはまらないのではないかと今のところ考えております。

県の方も、郊外に大店舗ができますと、何ていうんですか、まちから空洞化していくというんですかね、ありますので、そのための法の改正ということを知っておるんですけど、太宰府については特に影響はないのではないかと考えておりますが。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それでは、今、172、173ページの都市計画区域変更関係費の部分の1節から19節です。同じく景観形成関係費とか庶務関係費がありますが、委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目の11節から28節、質疑はありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 公園維持管理費の方です、公園の剪定、消毒等が行われますけども、これは消毒等についてはですね、どうかしたらもうざっとしていくような光景が見られているということですね、公園近くの人からそういう話がありますけども、これについてはもう消毒ですから、したかせんかは見ただけでわかりませんが、こちら辺の監督、チェックはどんなふうに行われておりますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 公園の消毒につきましては、今現在環境に配慮するというところで、農薬等も余り使わないようなというような指導の方が来ております。それで、回数を減らしたり、害虫なんかが発生したときに消毒してもらおうとか、そういうふうな状況に今切りかえていっています。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） いや、その回数とかじゃなくて、したときにですね、その仕方がもう全然、何というか、おざなりで、ざっとして帰るといったような光景があるそうなんです、こちら辺についてのチェックは。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 現場の方でちょっとやっぱりなかなか立ち会いとかできませんものから、写真管理なりはいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） いや、消毒ですから、写真管理ではちょっとできないと思いますけども。公園のですね、消毒をするときに、その地元の区長さんなりですね、役員さんなりですね、その立ち会いをお願いするとか、そういうことでちょっとチェックを厳しくすることはできないでしょうか。そら、ほとんどの業者さんはですね、きちんとされてると思いますけども、やっぱり中にはですね、本当にもうちよるちよるっとして帰られるような業者さんもあら

れるそうですから。

それから、公園等の草刈りにしてもですね、業者さんによっては、もうきれいに後片づけまでして帰れる業者さんもおられますけども、もうそれこそ、これ草取ったやらかというような状態で帰られる業者さんもおられるということですので、やはりそこら辺の管理チェックをですね、やっぱりちょっと厳しくしてもらわないと、地元の方はしっかり見ておられますので、そこら辺ですね、どうでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 消毒関係なんかは、現場で使用した部分の農薬なり水の量なりを写真でちゃんと確認はいたしております。ただ、やはり全部が確認できておりませんので、今後また検査体制については、ちょっと強化の方で検討していきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 以前、副議長がこの質問をされておりますし、県の事業もあるし、市の事業もあります。現在の委託は造園組合に委託をされておると言うんですよ。だから、その辺で造園組合で、委託を、ここに出されておる金額も含めてやって、指導、管理をしているということは間違いありませんか。

建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 造園組合の方にも、すべての面で、組合長なり通して指導をいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 今日、参考に、庁舎の周りの全部草取りをしているのは、あれシルバー人材センターが何かに委託したんですか、庁舎の植え込みの手入れ、全部。朝、私こちらに来るときに、10名近くが。

建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） シルバー人材センターに委託しております。

委員長（武藤哲志委員） それでは……。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっとまだ、175ページ、待ってございましたけど、ずっと行きましたので。委託料の景観地区調査業務委託料、これ一般質問でも出ていたかと思いますが、この詳細をもうちょっと教えてくれませんか。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員、今、464万8千円のこの分。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） そうです。13節かな。委託料464万8千円、景観地区調査業務委託料。

委員長（武藤哲志委員） それでは、まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（木村和美） 景観地区の調査業務委託料ということで464万8千円計上させていただきます。これにつきましては、現在太宰府市の景観まちづくり懇話会というのを立ち上げておまして、現在まで4回ほど開催をいたしております。一応この景観懇話会ですね、意見等いろいろ聞きながらですね、この懇話会の運営に係る資料を作成した

り、あるいは現地調査が必要になってくる建物あるいは樹木等ですね、調査業務、そういったもろもろについてですね、将来の地区設定を前提といたしました、そういった専門業者による委託をですね、懇話会の意見等々聞きながらですね、やりたいということで今回計上させていただきます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ほかに。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） すみません、公園新設関係費で確認したいんですけど、この7,982万8千円の公共用地先行取得事業特別会計繰出金というのは、これは場所は落合になるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） これは特別会計になりまして……、公共用地先行取得の特別会計はちよつと……。

建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） この7,982万8千円は、高雄公園分の用地国債分の償還金になります。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） ここでちょっとお尋ねしていいかわからなかったんですが、歴史スポーツ公園のですね、ジョギングコース、ここをたくさんの方が今利用されているわけなんですけれども、桜の木がですね、根を張りましてね、起伏がこう、で段差ができていますよ。やはり高齢者の方が、やっぱりつまずいて骨折をするという危険性もあります。その補修工事費が、公園施設維持補修工事402万5千円の中に含まれているのかお尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） お問い合わせの歴史スポーツ公園につきましては、平成17年度に工事することで、今工事を発注しております。だから、近いうちに現場の方で作業をいたします。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） 現年度予算でやるということですね、平成17年度の。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） はい、そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） この前の一般質問のときに、13節の委託料、違反広告物の件ですけど、調査して回答くださいということでお願いしておりましたけど、もう回答できますでしょうか。できるか、できんか。できるならしてもらったらいいいし、できなければ、まだ調査中でも

いいけど。

委員長（武藤哲志委員） 建設課管理係長。

建設課管理係長（金藤忠晴） 一般質問の際に、神戸市、たしか神戸市だったと思います。神戸市の違反広告物の撤去の例を出していただきながらですね、そのような撤去の方法は、うちの太宰府市でもできないのかということでのご要望というか、ご質問だったと思います。

これについて、うちの方も神戸市の方に確認いたしました。これについては、撤去許可証をもらった団体につきましてはですね、違反広告物をもう即撤去するというで伺っております。で、うちの方も福岡県の屋外広告物条例もございますので、神戸市と当市とは若干違うんじゃないかなと思いますので、それもですね、検討しながら方向性を出させていただきたいなというように考えております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 方向性は後からでいいですよ。要するに可能なのか、条例があるからですね、福岡県の条例でも神戸市のように、その条例とね、向こうの条例とどっかが違う、違ってですね、神戸はやっているのか。わかるかな。要するに、福岡県の今の条例では無理なのか、ああいう撤去の仕方が。いや、拡大解釈をすればできるんですよという回答なのかがさ、聞きたかったわけよ。それは、今すぐやれとか、やるやらんじゃなくて、それが、それによって、条例ですから、もしできなければ、条例改正せんことにはできないわけですから、それは今すぐどうのこうのという問題じゃないでしょうか。それが、要するに福岡県の条例でできるかどうかというのが知りたかったわけですけど。

委員長（武藤哲志委員） 建設課管理係長。

建設課管理係長（金藤忠晴） その件につきましては、もう少し時間をいただきたいと思えます。検討させてください。よろしく申し上げます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3目11節、12節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目1節から27節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5目4節から16節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目19節、7目13節から22節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8款5項1目1節から15節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、9款1項1目19節、2目、1節から27節、質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目11節から27節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目11節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、9款1項の5目の災害対策費の1節から14節、今審議、条例の審議をしている部分です。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、187ページにふくおかコミュニティ無線に関連した項目の内容とそれぞれの財源内訳という形で、審査資料46ページに資料要求に対する資料が出されております。コミュニティ無線の無線機関係の登録料とか免許申請料、それから実施計画委託料、利用料、設置工事、それから負担金、こういう状況で個々の総額の金額、そして整備事業としての事業債、90%として計上された内容が報告されております。

それでは、これに対する質疑はありますか。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) このコミュニティ無線の関連なんですけども、このコミュニティ無線がですね、実施されることによって、災害のときのいろんな伝達の方法もかなりよくなると思うんですけども、去年のですね、台風のときにですね、私近隣のホームページを探しましたら、太宰府市だけが災害の緊急情報というのが載っていなかったんですよ。例えば、ホームページでどういう事項が載っているかと言いましたら、コミュニティバスの運行休止に関するとか、市の会議のとか、そういったことが全部ホームページに載ってありました、緊急情報として。ですから、コミュニティ無線の、これもやっていくのは大事なことなんですけども、やっぱりホームページの中で緊急災害情報という形で市民の皆さんに知らせたい内容をぜひきちんとホームページで載せていただければと思います。

委員長(武藤哲志委員) 総務課長。

総務課長(松島健二) 今言われました件につきましては、検討していきたいというふうに思います。

委員長(武藤哲志委員) まず、ここにいろんな、登録料で111局とか、それから免許申請料で1局、その他で105局とかありますが、大体配置先はどういうふうに考えられているかを、もう少し説明を受けておきたいと思います。

総務課長。

総務課長(松島健二) 基本的に市役所に親機、親局を置きまして、地区公民館、コミュニティの中心となる地区公民館にですね、子局を置きたいと思います。ただ、子局から電波の届く範囲というのがですね、半径300mということでございますので、その空白地帯と申しますか、



音達ができない部分等については、それぞれ場所を選定いたしまして、市全域にですね、音声が届くような形で持っていきたいと思っておりますので、その総数が子局といたしましては105になります。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 0.5wぐらい、w数は。それとも0.1w。300mというたら、もう本当おもちゃみたいな無線機だけだね。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっとこういうのに詳しくないもんですから、もうちょっと教えてくれんですか。災害のときにどういう使い方をするんですか。今の説明までは大体わかったけど、それをどういうふうにするのか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 例えば、避難勧告、避難指示等を全市民といいますか、地域ごとにもなってくる可能性ありますけれど、そういったときにですね、音声を通じまして、子局であります公民館のスイッチをこちらの方の親局の方で自動的にですね、オン、オフをしまして、そのスピーカー等を通じまして住民の方にお知らせをするという無線設備でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということは、今までは市役所の車が、消防車なりそういった緊急の車が放送しよったやつを、もうこっから音声で一斉に流すことができるというふうに理解したらよろしいんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） はい、そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） そうすると、今委員長言っているように、公民館から300m以内の範囲しか大体届かないと。

大事なところを、ちょっと詳しく教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 基本的には公民館にスピーカー等を設けるようにいたしておりますが、先ほど言いましたように、音達距離というのがございますので、公民館と公民館、距離がたくさんある場合もあります。そういったときには真ん中、もしくはその間に2か所ですね、基地局、子局みたいなものを設けて、すべてに網羅するような形で音声が届くようにいたします。

委員長（武藤哲志委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） ちょっと関連ですけど。公民館で傍受をされたという確認は本局でできるんですかね。だれもいなかったら、傍受しとるかどうかわからないわけですが。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） この親機の方から子局に対しましてですね、オン、オフというのは自動的に操作できるようになります。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） その今言われている300mまでが、音が届くわけですか。子局までが300mで、その辺の……、それでそのスピーカーは市内に何個要りますか、300mぐらいで。

111で全世帯に届きますかね、と。思っ。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 市域の面積からですね、音達、声が届く範囲を割り出したのが105局、現在のところですね。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 太宰府市全域に市役所から一斉に放送することができます。だから、節水に協力してくださいと今全市回っていたのが、太宰府市から全部することができます。一斉放送がですね。そして、スピーカーから300mしか聞こえません。5wか何かとっておりますが。一つのスピーカーから300mです。ですから、全部それをつないでしまいます、無線で。ですから全域聞こえるようになります。

もう一つのやり方として、公民館に子局を置きますので、公民館から自分の好きな範囲、例えば東観世区だったら東観世区の区域だけの放送ができるような仕組みをすることもできます。だから、全市一斉と行政区という部分に分けて使うことができるすぐれた拡声器です。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

委員（安部 陽委員） じゃ、今の部長のお話では、例えば連歌屋の公民館が、お宮の近くですよ、そしたら一番今利用しておるおふろの、おふろじゃない。

（「年金センター」と呼ぶ者あり）

年金センター、あそこまで届くことになりますか。

（「マイクをつけて」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） この無線機とはちょっと別なんですけどね。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとご静粛に願います。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 私のところの放送設備、ねっ、放送設備がないから放送設備をつくりたいという区長の希望があるわけですけど、そりゃここの中で地元のやつはできんやろ。できる。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご要望におこたえできます。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） よろしく。

委員長（武藤哲志委員） ほかに、

山路委員。

委員（山路一恵委員） 以前議会全員協議会の中ですね、福岡県西方沖地震の義援金をコミュニティ無線の整備に全額充てるというような説明がたしかあったと思うんですけど、これに全額入れてるということで理解していいんですか。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） はい、そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 466万4千円の中に含まれているということですね。

まず、審査資料の一番下のところに、無線整備事業債という形でプラスという形になっている。

総務課長、以前この議会全員協議会で、そういう災害に充てたいという形で承認を受けたという経過があるんですよ。そのお金については、こういうふくおかコミュニティ無線防災事業に使いたいという形で、この予算の中に含めた466万4千円の中に入っているんですか。

総務課長。

総務課長（松島健二） この総額の中に入っております。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） その金額は幾らぐらいなんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 460万2千円でございます。

委員長（武藤哲志委員） まず、184ページの諸収入の460万2千円というのがその他の財源に含まれております。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 事業債でするんだったらね、本来義援金というのは、やっぱり災害で被災された方に支給するものであって、そっちを優先すべきだったんじゃないかなあと思ったものですから。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 議会全員協議会の方で2回ほど義援金につきましてはお諮りをさせていただきまして、1回目の内容につきましては、被災者への義援金の金額を幾らにするかということのお願いをいたしました。2回目につきましては、基金として積み立てますということを1回目に申し上げていたものをですね、今回その義援金としての活用は十分であるということからですね、整合性がとれるということから、全額をこの無線の工事の方に持っていきたいということでお諮りをさせていただきまして、ご承認をいただいたものでございます。したがって、議会全員協議会の中でもそれぞれ使い方におきましてですね、それぞれ個別の方にも、福岡市に合わせた形で義援金を差し上げておりますので、残金の分をこれに使わせていただきましたということでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには、再三説明を受けておったという経過です。

それでは、9款を終わります。

10款に入ります。10款1項1目1節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目の1節から25節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3目1節から23節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目1節から11節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2項1目1節から3節まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料の47ページに前年の小・中学校別不登校児童・生徒数が報告をされております。平成18年1月末日現在で、小学校で20人、中学校で40人、合計60人です。

それでは、4節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、47、48ページに前年度の小・中学校の部分の兼ね合いと、それから49ページに学校給食事業の中学校ランチサービスの概要が報告されております。これに対する質疑に入ります。

それでは、2目の19節、20節について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3項1目1節から8節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 9節から19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目の19節、20節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3項3目11節から20節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目13節、15節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4項1目11節、19節、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5項1目27節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目の1節から13節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14節、19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、5項3目、ここでは審査資料の49ページ、中央公民館の嘱託職員の報酬が大幅減という部分の説明がなされております。

それでは、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、4目1節から19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目の1節から13節、6目の1節から16節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 17節から27節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7目4節から16節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8目13節、23節の質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 9目の1節、11節、12節、19節、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6項1目1節から18節、19節から27節まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目の12節、13節、14節、質疑ありませんか。

中林委員。

委員(中林宗樹委員) 2目のですね、老人スポーツ広場というのが233ページにあるんですけど、これどこにありますか。

委員長(武藤哲志委員) 社会教育課長。

社会教育課長(松田満男) 老人スポーツ広場につきましては、観世音寺のテニスコートをご存じですかね、の右手の丘、ちょっと山手にありますゲートボール場でございます。

委員長(武藤哲志委員) ほかに質疑ありませんか。

大田委員。

委員(大田勝義委員) 史跡水辺公園の件でちょっとお尋ねしたいんですが、このですね、使用料の、借地の関係ですね、借地料、これは前回の決算のときに助役の答弁ではですね、ここは売買に応じてもらえないという話があったんですけども、それで賃貸で継続中だということ

とですが、助役は、このままではいけないのでしかるべき手を打つということで、決算のとき答えてあるんですね。これが600万円からあるんですね。この場所、調整区域なんですね、もともとは田んぼで。借地ということで、これは大体何坪ぐらいを借りてあるのか、そして大体今まで幾らぐらい予算として支払ってあるのか、それも聞かせていただきたいんですが。幾らぐらいかかっているのかな。調整区域でしょ。坪単価に直したら幾らになるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 今言われましたように、史跡水辺公園の一角でございます。ちょっと細かい数字は、今ちょっと手元にありませんが、約2,000平米でございます。ということは、600坪でございます。

で、今現在約600万円の借地料を払っておりますが、今年につきましても、一応本人の地権者の方にはまた連絡いたしまして、借地料につきましては、また減額をお願いするということでお話ししておりますが、確定はいたしておりません。

今年平成18年度中には何とかあそこの借地については、方向的には早いうちにあそこを、今のままではいけないということで、本人にまた協議に行く予定でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 今まで幾ら支払っているかわかりますか。毎年で幾ら。

何年になるかな。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 平成4年からでございます。

（「14年」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 14年の600万円ということやな。

（「8,000万円」と呼ぶ者あり）

8,000万円。8,000万円払ってある。で、これは、ある以上はずっと永久に続くわけですよ、ある以上は。そこに施設がある以上はずっと続くわけでしょ。減額をしてくださいとこっちが言ってるけども、相手が応じられないわけですよ。そうすると、永久に続くわけですよ。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 平成4年からですね、若干の減額になっておるようでございますが、大きな減額にはなっておりません。これをそのままいくと永久に続きますので、これに対しての、何ですか、例えば今までも何回、前の話を聞きますと、それについては替え地を相談するとか、買収の相談をしたけどもなかなか応じてくれなかったという経過があります。しかしながら、それでも替え地の問題とか買収とか、もう一つは、もうあそこをもとの土地に戻す

とかという方法もありますので、この平成18年度中にですね、何とか方向をですね、協議を集中して、協議させていただきたいということで、一応本人の方にはご連絡いたしております。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 助役がね、前のとき、しかるべき手を打つということはどういうことですか。

委員長（武藤哲志委員） 助役。

助役（井上保廣） いろんな方法があるだろうと思います。ここで事前に話されること、話されないことだろうと思います。しかしながら、今課長が説明をしましたように、あるいは議会の中でそういった声が上がっておるわけですから、私どももこのまま放置するわけにはいかないと、やはり税金の使い方であるわけですから、地権者の要望等もあるだろうと思いますから、私どもの考え方含めて説得責任があろうと思いますから、その辺のところ用地交渉を強力に進めてまいりたいと、いろいろな方法のもとに行っていきたいというように思っております。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 600坪あって600万円で借りているから、坪1万円ですよ。当時、14年前にそういう金額でこの調整区域を借りられたわけでしょ。だから、非常に当時としても高いし、今でも高いんじゃないですかね。坪1万円で借りると。今でどのぐらいですか。平米の、坪の……。

2,000円か1,000円か、そんなもんでしょ、してもね。だから、当初の、そのときの判断というのは非常に甘かったような気がしますよね。だから、地権者としては非常においしい話ですよ。田んぼつくらんで、年間、たったそれだけ、600坪からそれだけのお金が入ってくる、600万円も入ってくるということは。年間ただ入ってくるとですからね。だから、おいしいから絶対手放さない、私でも手放したくないと思いますけどもね。だれが考えたって手放しません。そういうふうなことで、非常に当初の考え方が甘かったと思いますのでね。だから、助役、本当にしかるべき手を打ってですね、何とかこれを買上げるなり場所を移すなり、対応してほしいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 助役。

助役（井上保廣） はい、努力します。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 以上です。

（「場所はどの辺ですか」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） まず、屋外プールですね、ちょうど三角地になっているところです。

（「屋外」と呼ぶ者あり）

屋外の、屋外プールの。だから、つくるときの経過がいろいろあって、一度、今までつくるときの契約とかいろんな部分があるんで、再三問題になっていますので、一遍まとめてみてく

ださい。で、どの課が引き継いでもいいように、わかるようにしていただいて、していかなきゃいけませんし、このままだと大変な大きな金額にもなっていく問題があって、再三言われていますので。

この問題についてまだ、プールの問題、だれか委員から質疑ありましたら。ありますか。  
力丸委員。

委員（力丸義行委員） 屋外プールの分ですよ、その土地が位置するところ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ですね。はい、いいです。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。11款……。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 次の少年スポーツ公園費、大佐野スポーツ公園費の委託料が117万5千円と240万円と出ておりますが、この委託内容について、何か違った委託があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 少年スポーツ公園、大佐野スポーツ公園でございますが、これも今回の平成18年度から指定管理者に管理を行わせるわけでございますが、少年スポーツ公園、これについては今まで内容的には大きくは変わりません。ほとんど管理委託関係をですね、かなり管理関係を節減、削減した面はあります。ただ、今まで少年スポーツ公園の管理につきましては、もう1人ですね、1人といいますが、あそこの門のあけ閉めを1人でしてあったんですが、共同でやろうと、やってみようという今の計画ではあります。

それと、もう一つの大佐野スポーツ公園、これについても内容的には大きく変わりありませんが、変わった面といえば、今回の減免廃止に伴う収入増、それからもう一つは、管理、草刈り等の管理委託が削減されたという、要点としては以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 僕が聞いているのはさ、117万5,000円と240万円のこの差があるけども、この差はどうしてこう差が出てくるのだろうかということを、聞いているんですよ。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） わかりました。この差については、面積でも当然大佐野スポーツ公園の方が広うございます。それからもう一つ、管理委託関係についても差が、面積の広いということから差が、草刈り等もありますし、管理委託の差があります。大佐野スポーツ公園についてはのり面等がかなり広くございますので、草刈り等については今までかなり費用が要っているようでございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ということは、少年スポーツ公園の場合は、別にそういったものを業者に頼んでいるということになるわけ。



委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） どちらも業者に委託はしておりますが、少年スポーツ公園……。

委員（福廣和美委員） いや、違う違う、草刈りとかそういうのをさ、そういうことをほかの業者に委託していなければ、ただ広さだけで違うということ。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 広さの問題もありますけども、現地そのものが草刈りをしなくてもいい公園と、草刈りを多くしなくてはならない部分がありますので、大佐野スポーツ公園についてはかなり広くありますので、その点の管理委託の差があります。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） そんなに面積違うかいな。

（「違う違う」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 違います。

（「全然違う」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） まず、福廣委員、審査資料の21ページをお開きいただきますと……。

（福廣和美委員「ちょっと広さを確認してくれる。出してくれる」と呼ぶ）

まず、審査資料の21ページに具体的に指定管理料といろんな部分が出ておりますから、それを参考に。

それではですね、お諮りします。

ここで15時15分まで休憩をいたします。そして、歳出全般についての質疑を……

（「まだまだ、ここ終わっていない」と呼ぶ者あり）

だから再開後にですね、これは再開後説明を受けますが、それが終わった後、給与関係、債務負担行為、それから土地開発公社、この部分、それから地方債まで審査した後、歳出全般について質疑漏れがありましたら許可いたしますので、この休憩時間に歳出全般についての質問項目がありましたらまとめていただきます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） じゃ、ここで15時15分まで休憩します。

休憩 午後 2 時59分

~~~~~

再開 午後 3 時15分

委員長（武藤哲志委員） 予算委員会を再開いたします。

福廣委員から質疑があつておりましたが、回答求めますか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 結構です。

委員長（武藤哲志委員） はい。

それでは、10款6項2目の北谷運動公園費、歴史スポーツ公園費、老人スポーツ広場費、体育センター費、太宰府史跡水辺公園費、少年スポーツ公園費、大佐野スポーツ公園費関係についての質疑を終わります。

11款1項に入ります。1目15節、2目11節から19節、3目15節、4目の15節これについての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の1目15節、2目の14節、15節について質疑ありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 災害復旧の中ですね、この項目云々ということじゃないんですけども、大体終わりに近づいたというふうに考えてよろしいのでしょうか、網羅したと。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり技術開発課長。

まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 皆様のおかげにおきまして、災害復旧事業についてはおおむね終わりました。一部北谷川のところで残事業、残っておりますけども、それにつきましても6月の出水期までには完全に完成するというので、今年度完了ということですよ。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） これちょっと災害復旧で出ているかどうか分からないんですが、水城ヶ丘のポンプ小屋がありますよね、わかりますかね、あそこのところの、水城ヶ丘からあそこの調整池の方に、ダムの方に行く、それ出てないですかね、災害復旧では。正式に場所とあれを言わんとやっぱりわからんか。

委員長（武藤哲志委員） 建設課都市開発係長。

建設課都市開発係長（井上 均） 場所は砂防ダムの横のポンプ場の下の民家ののり面だと思えます。それにつきましては、今年度の予算で土の除去とのり面の吹きつけをしております。

委員長（武藤哲志委員） とりあえず3年間の災害復旧で、今年は7億円近くの減額という形で災害復旧が大体終わったということで、あとここで見ますと、文化施設、文教施設がまだ計上されていますが、あと文教だけですね。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 文化財におきましては、四王寺の大石垣につきまして、平成19年度までに完成へ向けて今進めております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、公共土木、文教施設の災害関係について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、12款に入ります。1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14款予備費についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、238ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま歳入で審査をしてきました職員給与関係の明細書が出されております。238ページですが、職員数は326人。また、239ページには級別職員数、こういう状況での支給率が出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、240ページをお開きいただきたいと思います。

240ページから247ページまでに債務負担行為が前年度末までの支出見込み額、当該年度以降の支出予定額等が計上されております。

それでは、240ページの、番号を打っておりますが、1番から27番までの債務負担行為についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、242ページの28番から54番までの債務負担行為についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 244ページの55番から81番までの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 246ページの82番から100番までの債務負担行為についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、248ページに土地開発公社等の債務負担行為、まず1、2、3として太宰府市土地開発公社に対する借入金にかかわる債務保証、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会に対する借入金にかかわる損失保証、高雄中央線道路改良事業の債務負担行為についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、一部事務組合関係の債務負担行為として、1番の筑紫自治振興組合社会福祉施設整備事業債負担金から8番の両筑衛生施設組合し尿処理施設整備事業負担金までについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、最後のページになりますが、250ページの総括的な地方債の前々年度末における現在高、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みとして一番下

に前々年度末現在高247億2,051万2千円、当該年度中の増減見込み額として新たに今年度17億8,220万円の地方債を見込んでおります。そして、当該年度中元金償還見込額として26億7,532万7千円、その後の地方債の当該年度末現在高見込額は239億3,903万8千円という報告が
出されております。これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳出にかかわるものについての全般について、まず1款議会費から14款、またはただいま説明しました内容まで含めて歳出全般についての質疑を許可いたします。

片井委員。ページ数を言っていただきます。

委員(片井智鶴枝委員) 97ページですね、統計調査費のことで、ここに商業統計調査準備調査費というのが今年初めて計上されているようなんですけども、太宰府市がこれから目指すものとしては観光というのが産業の主要な柱になると思うんですけども、その際にですね、観光客の動向を調査とか、入り込み数とか、そういう実態調査、または観光関連産業の従事者とか事業者数とか売り上げ数とか、そういったことをやっぱりきちんと実態がどうなっているかという統計調査をとらないといけないと思うんですけども、それにしたらこれは、今年はその調査をするというわけじゃなくて、その調査のための準備の費用として2万円計上されているということなんでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) まず、国から委託を受けてやる内容ですが、わかりやく地域振興課長、説明を求めます。

地域振興課長(大藪勝一) 指定統計調査につきましては、国の方から2年置きとか3年置きとか5年置きとかですね、そういった形での調査がございます。それで、この商業統計調査につきましては翌年度での統計予定ということでの準備のための消耗品という形での予算を計上させていただきます。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) そしたら、これは国のこの事業に対しての支出だと思んですけども、太宰府市独自でですね、こういった統計をして実態を調べるということは、予算の計上は今年はないんですね。

委員長(武藤哲志委員) まずはここを見ていただき、左側のページを見ますと、一般会計は2万7千円だけで、あと県からの支出があり、そういう市が委託、委嘱をして統計調査を行うと。その結果については後日どういう状況かというのが報告されるということになるわけで、市の支出はないということになります。

ほかには。

安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 予算書の158ページに観光費が940万5千円昨年度より減になっているわけですね。再三やはり、観光事業というのは、今後のやっぱり国の施策でも重要視されてるわ

けですけど、この900万円からのマイナスの要因の一番大きなところは人件費なのか、そのほか印刷費、いろいろあると思うんですけど。私は逆に増やしてもらいたい気持ちであるんですが、その件の見解を。それからですね、観光案内所がですね、職員がやっぱり交代要員がほとんどいないと。くたくたになってあるわけです。物すごく今博物館の問い合わせ等が多いんですね。それと、乗り物が空港に行ったり、旅館、ホテル等の問い合わせなんかも多いんですね。その点、観光協会に委託してありますけれども、あそこの職員がやっぱり疲れてあるんですね。私、月に四、五回は行くんですけど、まあそういう関係で、ちょっとその点もあわせて。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長。

観光課長（木村甚治） まず1点目の900万円ほど前年度よりも数字が減額になっておることでございますが、一つはおっしゃいましたように嘱託報酬関係と、もう一つは太宰府館の管理運営費の光熱水費関係が前年度からいきますと400万円ほど減額で計上いたしております。その辺でトータル的には900万円減ということ。それと、2点目の観光協会の案内業務についてでございますが、おっしゃいますように年じゅう無休でやっております。現在朝9時から5時半ですか、時間は30分遅く開いて、夕方のニーズに対応するようなところでも開館の時間をずらしたりしておりますが、やはり非常に人的に厳しいところもございますが、新年度におきましては1名増員する中でまず体制を整えたいというふうに考えております。そういうところで今年度は、平成18年度は観光協会の人員を1人増やすところでの委託料ということで計上させていただいております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） すみません。219ページの図書館のところなんですけれども、太宰府市民図書館これは指定管理者になっていると思いますが、ほかの部分の指定管理者のところはですね、施設管理委託料ということで指定管理料を書かれているんですが、ここはですね、図書館業務委託料というのがまた別に発生しておりますし、さらにですね、テレビの受信料、ファクス賃借料、複写機賃借料、電算機のこういった賃借料、使用料までがすべて別に予算で計上されているんですが、通常その指定管理者に指定された場合、こういったものもすべて含めてその協議内容に入ってきて、協議書を交わされるのではないかと思うんですが、その理由をお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 今までのですね、流れによってですね、市でできるものについてはですね、その市の方で予算化、大体組んでおります。市の業務の中で市の行事をするものについては市の方で組んで、指定管理者に任せるものは文化スポーツ振興財団の方でお願いしていることでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） それだと、指定管理者というよりはむしろ一部業務委託という感じがするんですが、この太宰府市民図書館についても指定管理者制度、これ導入されていますので、私はちょっとこの表記の仕方には非常に大きなというか、予算の立て方に疑問を感じるんですけども、あとその賃借料とかですね、使用料ですよ、これがまたその予算に別途計上されているということもおかしいのではないかなと思うんですが。

委員長（武藤哲志委員） いろいろ経過があるからその経過も含めてね、中央公民館長、それから市民図書館長を兼ねておられて、以前のいきさつも、こう経過がいろいろあるようですし、その辺も含めて報告いただけますか。今出されている施設は、文化スポーツ振興財団から派遣された図書司書が何名来ていると、もともと市の職員が図書司書で何人おると、それと同時に中央公民館と図書館も兼務をしているという、そういう説明をしないとちょっと内容的にはわからないと思うんですが、その辺の説明がいただけますか。

中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 平成11年7月から今の文化スポーツ振興財団の方に管理委託をお願いしております。その中で、予算についての振り分けの方法は、債務負担を組む分については市の方で予算化し、でないものについては文化スポーツ振興財団の方で予算を計上しております。そして、仕事の内容を振り分けまして、市の方で扱っていく分については市で予算化している状況でございます。そして、来年度からは指定管理でなくなる館長業務、それを振り分けまして仕様書で業務していくように計画しております。

委員長（武藤哲志委員） まず、渡邊委員、246ページをお開きいただけてください。債務負担行為で、今質問されてる内容が246ページの82に市民図書館指定管理料として、平成18年度、平成19年度として7,247万8千円。83に中央公民館の管理委託料として、ここは委託ということとして3,867万1千円を平成18年度から平成20年度までという状況で債務負担行為をされているということになります。だから、その辺を含めて再度質問をしていただきたいと思います。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 例えば賃借料のところでもですね、例えばテレビ、テレビは入っていませんけど、複写機とかこれは債務負担行為に入っている部分もあると思うんですね。だけど、そうじゃないテレビの受信料とかですね、そういったものが例えば債務負担行為にも入っていないんですが、それがなぜわざわざ予算化をされているのか。通常ですと指定管理者として協定を結ぶ際にそういったものもすべて含めた形での指定管理料として相手にお渡しをするようになるのではないかなというふうに考えているんですが。また、この図書館の図書館業務委託料と施設管理委託料をわざわざ分けてある部分というのがちょっとわからないんですけども。

委員長（武藤哲志委員） まず、私も質問した、その南児童館、南隣保館の部分と同じような内

容でね、本来は指定管理者にするのか委託にするのかと、こうあるんですが、そういう状況の中で今職員が、あそこは正規な職員が図書司書が何名と、それから館長が兼務しているのと係長が配置されているという部分があって予算措置の関係があるでしょう。その辺をまず説明をされませんか、こう言ってるの。

中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 市の職員が6名おります。財団職員が14名でございます。その職員がかかわっている業務に対しての予算の振り分けをしております。それで、債務負担行為については財団ではありませんので市の方で予算化しております。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。わかりました。市の職員が配置されているためにこういう支出が必要だと。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 歳出全般についての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、本日は歳出全般について終わります。

明後日22日の午前10時から予算特別委員会3日目を再開いたします。

22日は歳入の審査を行い、それからその他の特別会計の審査を行いたいと思います。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） それでは、本日これをもちまして散会いたします。

散会 午後3時34分

~~~~~